

---

平成27年 第2回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成27年3月9日(月曜日)

---

議事日程(第4号)

平成27年3月9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

出席議員(13名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
8番 青砥日出夫君	9番 細田元教君
10番 石上良夫君	11番 井田章雄君
12番 亀尾共三君	13番 真壁容子君
14番 秦伊知郎君	

---

欠席議員(1名)

7番 杉谷早苗君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	岩 田 典 弘君
		書記	前 田 憲 昭君
		書記	石 谷 麻衣子君
		書記	小 林 公 葉君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	吉 原 賢 郎君
総務課長	加 藤 晃君	行財政改革推進室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	上 川 元 張君	防災監	種 茂 美君
税務課長	岡 田 厚 美君	町民生活課長	山 根 修 子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	福 田 範 史君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	畠 稔 明君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	芝 田 卓 巳君
上下水道課長	仲 田 磨理子君	産業課長	頼 田 泰 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） 定刻になりましたので、開会したいと思います。

まず、互礼をもって始めますので、よろしくお願いします。礼。

開会の前に一言御連絡を申し上げます。杉谷副議長のお母さんが、けさ、お亡くなりになりました。葬儀のほうは 11 日ということですので、まだ、時間、場所等が未定であります。当日委員会が開催されますが、各課長さん、時間の若干ずれがありますので、その辺御了承いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会いたします。

ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による規定数に達しており

ますので、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

10番、石上良夫君、11番、井田章雄君。

---

### 日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、6日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、6番、景山浩君の質問を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。議長のお許しをいただきましたので、地方版総合戦略策定に向けた南部町としての考え方について質問させていただきます。

日本創成会議が発表した消滅可能性都市という言葉を引き金として、少子高齢化、人口減少問題が日本全体の大きな問題として認識され、地方の自治体だけの問題ではなく、日本国全体の継続性の問題として日に日にその認識度は高まってきています。

真っ先にこの人口減少の荒波に洗われるであろう地方での対応を促すために、まち・ひと・しごと創生法が公布、施行され、この法律に基づいて、我が南部町でも地方版総合戦略が策定されることとなりました。

この地方版総合戦略策定では、初めに町の将来人口の単純推計を行い、そして、その人口推計に基づいて、域内生産額や消費、税金などのきめ細かな推計や分析を行うことで、将来の特定の時点で南部町の姿がどうなっており、私たち町民の生活がどのように変化しているのかを認識します。次に、目指すべき町の姿や方向性を描き、それを踏まえた人口の将来展望を定めます。そして最後に、その将来展望実現のための基本目標数値や基本的方向を、地方における安定した雇用を創出するなどの4つの分野で定めるとともに、それぞれの分野で重要業績指標を設定した具

体的施策を定めるといふ手順になっているようです。

南部町ではこの戦略策定に際して、広く町民の皆様の意見を聴取し反映していくために、100人委員会が設置されることとなっていますが、人口の将来推計や計画の骨格部分の素案作成については、行政が策定し提示することが求められます。そこで、本戦略策定に当たっての町の基本的な考え方を伺います。

1番、我が町の住民生活が安定的に営まれ続けていくためには、どのような水準の人口ビジョンを設定すべきとお考えでしょうか。

2番、基本目標と基本的方向を地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、若い世代の結婚、出産、子育て、時代に合った地域づくりのそれぞれでどのようにお考えでしょうか。

3番、今現在予定されている具体的な施策があればお聞かせください。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしております。

まず、人口ビジョンの設定水準についての御質問でございます。国が策定した長期ビジョンでは、50年後に国の人口1億人を維持することを目標とし、現在1.4程度の合計特殊出生率が、2020年に1.6程度、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度でおおむね安定的に推移するものと推計しております。

本町の人口ビジョンを設定する際に、まず、人口減少は避けて通れないと思います。と申しますのは、本町の人口ピラミッドから見ると、現在人口が一番集中している年齢階層は65歳から66歳あたりの団塊の世代と言われる階層です。それに続く階層は、その子供の階層に当たる41歳から42歳のあたりですが、人口は親の世代の約半分です。孫の世代はどうかというと、10代後半の世代となりますが、もはや前後の世代と人口は変わらない。つまり、戦後の団塊の世代に見られる人口ボーナスの影響は終息したと考えられます。

このように、出生を担う世代の人口が一貫して減少し続ける状況下では、出生数が死亡数を下回る自然減の状況は、今後、拡大していくことが予想されます。そうになると、少しでも人口減少に歯どめをかけるためには、女性1人が生涯に産む子供の数、つまり合計特殊出生率をいかに上げるかが鍵となります。本町の合計特殊出生率は、平成25年で1.44と国の1.43とほぼ同水準ですが、今後、少子化対策に本腰で取り組むことで国の目標よりも前倒しで出生率の上昇を実

現することと想定して、2020年までに1.5、2025年までに1.8、2030年以降2.1出生率を設定したいと思います。

また、社会増減については、平成22年度から平成26年度の転入、転出合計を比べてみると、転入数が多くなっております。これは、これまでの移住定住対策の成果があらわれているものと思われませんが、今後一層、U I Jターンの促進に取り組むことで社会増を拡大し、合計特殊出生率の上昇と相まって人口減少に歯どめをかけていく、そうした考え方で人口ビジョンを設定したいと考えております。

次に、総合戦略の基本目標と基本的方向についての御質問です。国の指針によれば、地方版総合戦略を策定する際の基本目標については、国の総合戦略が定める政策分野を勘案して地方版総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定するとされ、その際、基本目標は実現すべき成果にかかる数値目標とするとされております。また、講ずべき施策に関する基本的方向については、政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載するとされております。これらは今後、100人委員会を中心に議論していくこととなりますが、景山議員がおっしゃった国の総合戦略が定める4つの政策分野に対応して、それぞれ産業振興、雇用創出、移住、Uターンの促進、少子化対策、子育て支援、地域の活力創出の4つの政策分野を提示したいと考えております。

政策分野ごとの基本目標については、今後議論していきますが、例えば産業振興、雇用創出の分野では、5年間の雇用創出数、就業者数、移住、Uターンの促進の分野では、転入者数と転出者数、少子化対策、子育て支援の分野では、出生数、合計特殊出生率や婚姻数、地域の活力創出の分野では、小さな拠点の形成数などが考えられるのではないかと思います。

また、基本的方向性については産業振興、雇用創出の分野では起業、操業の支援や企業誘致により雇用を創出しつつ、農林業や観光業の振興を図っていくことが考えられます。移住、Uターンの促進の分野では、移住に関する情報発信や相談体制の充実と、住宅を初めとする受け入れ環境の整備を図っていくことが考えられます。少子化対策、子育て支援の分野では、出会いから出産、子育てまで切れ目のない支援を充実させるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていくことが考えられます。また、地域の活力創出の分野では、中山間地域において生活、福祉サービスを集めた多世代交流、多機能型の小さな拠点づくりや共生のまちづくりといったことが考えられます。

予定されている具体的な施策があるかという御質問にお答えしてまいります。2月臨時議会で地方創生関連の国の交付金事業について議決をいただきましたが、観光振興、子育て支援、広域

での雇用助成、市域しごと支援センターなどの事業を、総合戦略の先行実施という形で今後実施していくこととなります。ただし、今後、100人委員会で策定いただく総合戦略の中で、そうした事業も含めて検討していくこととなります。

なお、総合戦略策定に向けた検討体制ですが、既にお話ししているとおり、町内外において各分野で御活躍されている方や、公募による町民の方100人で構成するなんぶ創生100人委員会を設置して、5つの分科会で検討を重ね、秋までに総合戦略を策定したいと考えております。第1回目の全体会議を今月28日にプラザ西伯で開催することとしております。また、役場の中にも昨年暮れから町長をトップに各課長級で構成するプロジェクトチームや、若手職員を中心とするワーキンググループを立ち上げており、100人委員会と一緒に総合戦略を策定する体制を整えております。

今後、議会の皆さんとも情報共有し、御意見を伺いながら総合戦略づくりを進めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君の再質問を許します。

景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。

2年前、平成24年9月の議会で、ちょうど今回の質問とほとんど同じような質問をしたなど。そのときは、名前はグランドデザインの策定云々という質問でしたが、ほとんど同じようなことをもう一回聞くことになるのかなといったような気がしております。そのときは2035年ごろの人口だとか集落の状況、学校や商工業などの将来推計がどういうふうになるかといったような計画を組まれるお考えがあるのかどうなのかといった質問だったというふうに思いますが、今回は国全体として、全ての市町村でそういう計画を組んで施策が実行されていくということになったんだなというふうに、少し感慨を深くしております。

それでは、順に伺っていきいたいというふうに思いますが、まず、人口のビジョンを定める前提として将来推計を上げていかないといけないということで、これは単なる人口だけの将来の推計ではなくて、その人口がどうなったときに、例えば税収がどうなるとか、集落の状態がどうなるとか、買い物に行くお店がどうなる、公共交通がどうなるという、そういったものを思いつく限りのものを出してきて、それと、私たちが望んでる2060年であったり5年後であったりといったようなものとの差をどういうふうにして埋めていくのかということで、このお話が多分スタートするんだろうなというふうに考えております。

今、人口以外にどういうことを重点的に、将来的にこのまま何もしなければといたしますか、今

までの基調のまま流れていけばどういうふうに変化していくのかということ、何と何と何というふうになかなか出ないかもしれませんが、どういうことを重点的に考えていきたいというふうに思っているんじゃないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。議員のほうから人口ビジョンをつくる前提としての人口推計をどういうふう考えてるかという御質問でございますけれども、人口の推計、これは施策の効果を入れる前の、今の状況で推移した場合に人口がどうなるかっていうことを、まず推計をいたしまして、それに対してこういう施策を入れることでこの水準の人口を目標にしようと、大きくそういう流れになると思うんですけども、ビジョンを考える前提の推計といたしましては、まず、基準人口をいつ時点のものをとるかということが一つあるかと思えます。

それとあわせて、自然増の要素であります合計特殊出生率、これがどういうふうに推移していくかということ、それからあと、社会増の転入、転出数、これがどういうふうに推移していくかと、大きくこの3つの要素で将来推計が決まっていくというふうに考えておるところですけども、それにつきましては国立社会保障・人口問題研究所、社人研のほうの推計と県の推計と2つあるんですけども、社人研のほうは2010年の国勢調査を基準人口としておりまして、合計特殊出生率につきましては2010年の1.57、これが15年後の2025年には1.48になって、その後はそのまま一定でいくという想定で推計をしております。それから移動率につきましては、2005年から2010年のこの5年間の社会移動が、その後10年かけて半減をするという想定で推計をしております。

これに対しまして、県の推計がせんだって出ておりますけれども、これでは、基準人口を社人研より3年後の2013年の10月1日を基準にしておりますし、合計特殊出生率も2013年の1.62という数字が今後も続くという前提で推計を作成しております。それから移動率、これも2008年から2013年、社人研よりも基本的に3年後ろ倒しといいますか、3年直近の数字に置きかえた格好でやっていると。2008年から2013年の社会移動、これが10年かけて半減をするという、基本的な推計の要素は社人研と同じですけども、その時点後3年後ろ倒しをするという前提で推計のほうを立てておるところです。

南部町の推計におきましても、基本的にはなるべく新しいデータをとることが大事かと思いますので、県の推計に合わせる格好で2013年の基準人口、合計特殊出生率、移動率を加味したものにしていきたいというふうに考えておりまして、その結果で見ますと、社人研の推計

だと南部町の人口が2040年には7,739人と推計されておりますけれども、県の推計では7,514人という推計になっております。

失礼しました、南部町もそういった県の推計をベースにして作成をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 人口推計を今、作業中ということのようなんですけれども、できれば町長にお答えをいただきたいんですが、その人口が2040年に7,700人なり7,500人になると。そうすると、繰り返しになりますけれども、その時点での南部町の税収がどうなっているとか、商店数がどれだけの状態になって買い物がどういうふうな状況になっているとか、公共交通がどうなっているといったようなところで、ほかにいろんなものが考えられると思うんですが、どこら辺を重点的にやっぱり町として将来像を描くときの柱を立てていかんといけんというふうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。2040年に7,739人という推計が出ておまして、このような状況になったらどうなるのかということでもありますけれども、結局、そうならないように総合戦略を立ててやりたいと思っておりますのでね、そこをあんまり意識してやっているわけではございません。だけど、御心配のように保育園は4園も要らなくなるだろうし、学校は全部30人学級みたいなことに、以下になると思いますし、いろんな意味で活力がそがれてくる。それから税収なんかもちろん低下してきますし、行政サービスの水準というのも今のような状況を継続していくことはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

結局、そういうぐあいにならないように、従来は、人口問題のときには、東京一極集中というようなことを言うは言っても具体的に何にもなかったわけですよ、原因がそういうところにあるということだけで。今回は合計特殊出生率が東京1.13ということで、結局、若い、結婚して妊娠、出産するような人がたくさん、年間に40万人も寄るような東京に合計特殊出生率が一番低いわけですから、結局、この問題も同時に解決しなければ日本の問題は解決しないということを出しているところに私は今回評価してるわけです。

例えば、東京の企業が地方のほうに移転した場合には、税制上の優遇措置もしようとか、さまざまな施策を総合的に提起しておるとこのところ今回の地方創生の評価すべき点があるのではないかと。そのような、さっき申し上げましたようなことにならないように、今から、早目に手を打っていきたいということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 町長おっしゃるように、そういうふうになってはいけないので、これは国、全てのところで頑張っってそういうふうにならないようなことをやっっていこうという、そういう法律であつたり取り組みであると思っうんですけれども、やっぱり何にも手を打たんかつたらここら辺までいくということを十分わかつた上で、認識をした上で、じゃあ、ここを目指すためには何を積み上げていかんといけん、それが十分なのか足りんのかということを議論をするべきじゃないかなというふうに、今の御答弁を聞いていて少し感じました。

合計特殊出生率の話が出ましたんで、ちょっと予定しとつたことと少しずれるんですけれども、希望出生率というのが1.8ということで、今回初めて希望出生率というものを、そういう言葉を聞きました。希望出生率が1.8なので、皆さんが希望をされているような水準まで出生率が上がったとしても日本はどんどんどんどん人口が減っっていくんだよといったような、そういった解説がされておりましたんですが、じゃあ、南部町って希望出生率ってどれくらいあるのかなというふうにするわけです。

今回の一連の取り組みの中で、もう既に南部町の希望出生率がどれくらいあるのかつていうことがわかつてるものかどうなのか、これからそういう希望出生率を何らかの格好で調査をしていったりということをされる御予定があるかどうなのか、そこら辺をちょっと伺つておきたいと思っいます。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。希望出生率というものについてどう考えてるのかということだろつと思っいます。南部町で希望出生率をとつたという数字はございませんで、私もいろいろな本等に出ている数字を見るだけです。ただ、今1.8つて言われましたその希望は、御結婚されて現実的な結婚生活の中で、じゃあ、子供は何人かといつた場合に、1.8だよねつていうのがどうも今のその1.8のようですつて、御結婚する前、本当に何のバリアもなかつたら何人欲しいですかというお答えの中では2.3か4くらいだつたというぐあいに思っいます。そこから1.8に落ちていくところに、さらにそれが1.3だとか1.4になるところに日本の今の問題点があるんだろつなというぐあいに思っっています。いわゆる結婚から妊娠、出産に至る一連の流れや、それから教育費の高額化、それから教育を受けた後、じゃあ田舎の中に就職できるのか。まさに今回の地方創生の中のテーマ全てが盛り込まれているというぐあいに思っいます。

したがいまして、結婚して2.01だとか0.2だとか、そういう2を少し上回るくらいのところまで持つていくためにはどうやっつて安心して、まず、結婚していただけるような環境がつくれる

のかという原点に立ち返って、この地方創生を皆さんと語り合っていきたいなというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 何か、予定してたところからどんどんずれていきそうなんです、以前、人口推計をするときのコーホートというやつを、南部町の、国立社会保障・人口問題研究所の数値で私も書いてみました。そうしますと、18歳、20歳、22、あのあたりのところだけがどおんと落ちるんですけども、25歳ぐらいを過ぎると全ての階層でプラスになっています。プラスになってるっていうことは、20歳の方が25歳になった時点では、同じ10人おられた人が12人になっったり13人になっったりと。25歳の方が30歳になった時点では、やっぱりもともと10人おられた方が11人になっったり12人になっったりというふうにじわじわと、移動の面では南部町、全体の人口ではないんですけどもふえるということで、多分、暮らしやすさだとかということ、結構、皆さんお感じになっったり、地元に戻りたいっていう思いも結構あるんだろうなというふうには思いますが、何せ進学、就職、ここのところの落ち込みが激し過ぎるので、それと高齢化でお亡くなりになられる方が多いという、このダブルで人口がどんどん減っていくという構造になっています。

せんだってちょっと話が出たんですが、日本の30万人都市圏、地方の30万人都市圏というのがあって、日本海側の山陰では鳥取都市圏と米子都市圏2つだけなんだそうです。1時間以内で30万人以上の方が来れるぐらいの圏域に住んでおられるという都市圏だそうですが、この中で大学がない都市圏は米子だけだと。今回の地方創生でも地元大学との連携とか地元大学の進学率を上げましょうとか、そういう文言とか例とかっていうのが非常にたくさん出てくるんだけど、残念ながら、そうだよ、確かに米子都市圏には大学がないので、ここのところがぽっかり落ちる。なおかつ、今、国公立で年間60万円とか、私立ですと倍の120万円ぐらい毎年毎年授業料を払っていかないといけない。生活費も加えると1,500万から2,000万近くを出さないといけないと。そうなってくると、日本の国民負担率というのは36%だか38%だかですけども、これを加えると断トツに世界1位になっちゃうといったようなそういった状況なので、おのずとやっぱりこれは相当頑張らないと、相当頑張ってもよその地域と比べるとハンディーを負ってるんだなといったようなそういった思いをさせられました。

本当に、今回のからはかなり飛んでしまうかもしれませんが、学校問題とか、こういうこと以前声が上がってた時期もありましたけれども、今だったらまだもしかしたら何とかなるかもしれない、声を上げる最後のチャンスじゃないのかなというふうに思いますが、ちょっとこれ

に関連してみたいな話にはなりますけれども、御意見ございましたらお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長です。これは地方創生本部と、坂本町長やっています会議の合  
同の中で、いろいろなアイデアの出し合いの中で聞いた話ですが、やはり大学が東京に非常に集  
中しているということ、東京で大学を卒業した人が地方に帰らないということを、地方に帰れる  
という流れに変えない限りは日本の人口の動きというのは変えられないでしょうにということの話  
し合いをしました。その中で、国の中で何県かの県は奨学金制度で地方に帰れば貸し付けた奨学  
金を無償にすると。また、これは県外におる人、東京に暮らしている人でも奨学金を与えて、例  
えば鳥取県に来ればその奨学金は返さなくてもいいです。実際にそういうことをしている県が何  
県かもう出ているようでございます。そういうことを国を挙げて、これはやっていこうというよ  
うな機運がどうも出ているんだなということを感じました。

またさらに、先日企業との話の中でも、御存じのとおり製造業が多いんですけれども、企業が  
求めている製造業の技術者であったり、または事務系の職員であったりという、どのぐらいのス  
キルが要るのかということが、やはりきちんと高校生に伝わっていないんじゃないかということも  
あると思います。もしこの地域に帰ってくるのであれば、お金の面であったり、またはスキルを  
このあたりまでつくってくれたら、君はここに帰ってこの地域の中で仕事を得ながらまた頑張っ  
てくれよというようなメッセージというものが、きちんとやっぱり小・中学生に伝わるようなそ  
ういうものも必要ではないかなというぐあいに思います。

先日行きましたハンリム大学のことで恐縮なんですけれども、一極集中は世界中で2つだけで、  
東京とソウルだけだそうです。ソウル以外の地方の大学っていうのは非常に余り高く評価されな  
いということなんですけれども、ハンリム大学は非常に評価が高いというぐあいに聞いて帰ら  
ました。

その中で少し驚いたのは、休学をして外国に留学をした場合に、休学したときに大学はお金を  
払わなくてもいい、全く1円も要らない。休学をして外国でワーキングホリデー等を使いながら  
語学勉強と外国の生活を体験すると、そういうようなこともやはり日本でも必要なんじゃないか  
なと思います。私学であれば数十万円のお金を片っ方で払いながらワーキングホリデーというの  
はやはり現実的ではないでしょうし、国公立でもそうでございますし。そういうような学校教育  
と仕事、実際の社会に勤めるというところの連携というものが、少し日本の中では弱いんじゃ  
ないかということも中央の中でも話し合ってきました。そういうところを改良しながら、ぜひ、こ  
この地で育った子供たちがこの地に帰ってきてこの地の力になってくれ、こういう社会をつくら

ていくということが地方創生の原点じゃないかなというぐあいには思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 先ほど言いましたように、非常に大きな負担を私たちの地元は背負われていると。貿易収支で見ると物すごく赤字、なおかつその成果も全てとは言いませんが、なかなかほんの一部しか回収できていないといったような実態があると思います。この問題についても、ぜひ、声を上げていただきたいなというふうに思います。

地方における安定した雇用の創出とか新しい流れということで、先週末の一般質問で同僚議員からも出ておりましたが、なかなか地元企業にお勤めの皆さんでも町内に住んでいただけないと。これは住宅という面もあるかもしれませんが、今、まだ人口がどんどんふえているような自治体も太平洋側には結構ありまして、本当に力強い製造業が立地をしているところないしは人口がある程度ある周辺の町村といったような2つの種類だと思います。

私たちがいつかは米子市の外側、すぐ隣接したところであって、人口がふえていったという時期も経験してるわけなんですけれども、米子市にお勤めの方で南部町に住んでおられる方っていうのも非常にたくさんあると思いますが、町内にこれだけの雇用ができてきたのに南部町に家を建てて住みたいとかいう機運にならないということは、今後、これの対応策といいますか、できるだけ住んでいただくようなことも考えないといけないんですけれども、一つ魅力がいまいち感じられないといったようなお話が出ておりましたが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。町の魅力って私もちょっと想像がつかないところはあるんですけれども、町の魅力をつくっていくっていうのをどういうふうにかえたらいいものなのか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。西部町村会で、それぞれの町の誘致企業などに、それぞれの町の出身の方がどの程度お勤めなのかということ調べたわけでありまして。そうしますと、どっこの町も30%も超えていない20%ぐらいなもんなんです。ということは、なかなか希望する職業とマッチングしないと、そういう企業が来ているわけではないということだろうというように思うわけです。

そういう実態から私が提唱しまして、西部圏域ならどこに企業が来ても通勤圏にありますから、雇用1人で30万円支援していこうというようなことにつながったわけです。ですから、その町に魅力がないから住まんとか、それから魅力のある企業が来ないからどうなというようなことばかりではなくて、なかなか職業と住むということは難しい課題だなと思っております。大体は

固定資産税はいただいていますから、働くところと住むところ本当は一緒がいいんですよね、税の理屈からいいますとね。だけど南部町の場合は、もう圧倒的に生産とかサービスを生み出す米子市で仕事をして、住むのは南部町に住んでいただいているというようなことになっております。

ですから、そういうぐあいにお考えにならずに、南部町に魅力があるから住んでいただいているとお勤めは米子でお勤めしていただいているというぐあいには私は考えているわけです。南部町の魅力っていうのは何なのかというと、自然が豊かだとか、人情が厚いだとか、土地が安いだとか、いろいろあると思います。そういうことを総合的に評価して住むのは南部町、働くのは米子、あるいは安来というようなことに実態がなっているのではないかと、このように思っております。

それで、人口の貿易収支で赤字なのは大体米子と日吉津でありますから、米子や日吉津の人にどうこっちへ来てもらうのかということに絞って考えればさっきの御質問になるわけですけど、そこと比較して南部町には何がちょっとないのかなと思うと、やっぱりにぎわいのショッピングモールだとか、あるいは便利な商業施設やレジャー施設やそういうものが南部町には、米子や日吉津と比べてないわけでありまして。ですから、そういう部分では魅力がないというぐあいに言えるかも知れませんね。だけど、一方では先ほど申し上げたように、数多くの魅力があってこっちへ住んで米子に通っていただいているというぐあいに思っておりますので、若干すれ違いがあるかも知れませんけれども、そういう捉え方とります。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 本当は4つの分野についてももう少し詳しく聞きたかったのですが、どうもお話を伺ってますと、余りこちら辺はまだ策定の前段階のあたりということですので、ちょっと別のところを伺わせていただきます。

100人委員会を構成をされて、もう近々会が開かれるということなんですけれども、この100人委員会のメンバーの中に10代の方とか20代の方というのはどれくらいの割合でいらっしゃるものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。100人委員会のメンバーの年齢構成についての御質問ですけれども、まだ具体的に何歳の方とかそういう年齢をとって募集なり選定なりしているわけではございませんけれども、例えば、成人式の実行委員会をされてた方とか、あと子育て関係であれば子育て世代の方とか入っていただいておりますので、そういう20代の方も何人か入っていただくことになるというふうに認識をしております。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 今回、5年後であったり、2060年というかなり先の話であったりということを見据えた議論ということになるので、今現在、もう既にかんりの部分のところは埋まってる状態にはなってると思いますけれども、できれば10代の方とか、まだまだ2060年のときを確実に実感されるであろうという方にたくさん入って議論をしていただきたいなというふうに思います。

この100人委員会なんですけれども、今後どういったスケジュール、どういった手順で作業を進めていかれるように予定をされてるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。この100人委員会、今後どういうふうに検討していくか、スケジュール的な話かと思っておりますけれども。3月28日の土曜日ですが、まず、最初の第1回の全体会議ということで設立をいたしまして、そこから毎月1回くらいのペースで分科会のほうで検討していただくことを考えております。分科会は5つの構成を考えておりまして、国の総合戦略の体系に沿いまして、仕事の創出ということでここを大きく2つに分けまして、農林水産業、商工業と観光というような分け方で2つに分けます。それからあと移住定住、移住定住というのはUターン、Iターン等を検討する分科会です。それから子育て支援の分科会、それから、町の活性化ということで中山間地域の活性化等々を検討する分科会と、5つの分科会を設けましてそれぞれ3回程度、月1回ペースで分科会を開いていただいて、各施策分野ごとの具体的なプロジェクトなり施策、これを検討していただく。できましたら6月の終わりか7月にかかるかもしれませんが、中間報告ということで全体会を開いて、そこで出てきた案に対しまして議会の皆様から御意見をいただいたり、あるいは振興協議会や町民の方から御意見をいただいたものを踏まえまして、再度また分科会を開いて調整を行いまして、8月の終わりぐらいには最終報告ということで町長のほうに御提案をいただくというような、そんな大まかなスケジュールで考えておるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） そこで検討をしていただく中身なんですけれども、冒頭で言いましたように、現状の数値、状況、それと、何にもしなかったら何年後にはこうなるというものの提供はもちろんしていけないといけないと思うんですけれども、それをもとに、100人委員会のメンバーの皆さんにどういったものを出してほしてという、お考えの具体的なものをちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思うんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。100人委員会のメンバーの皆さんにどういった提案なりを出していただくかという、そういう検討の内容的なお話かと思えますけれども、まず、町の人口のほうの長期ビジョンもお示しをいたしまして、それについても御意見をいただくということを考えておりますし、施策の体系といいますか、先ほど国の総合ビジョンの体系に沿った格好でというお話をしたんですけれども、そういう体系でよろしいか。その体系ごとの基本的な方向性、これもある程度行政のほうでお示しするかと思えますけど、それについての御意見を伺いまして、一番期待をいたしますのは、施策の基本的な方向に従って具体的なプロジェクトの提案をいただくということとあわせて、今回の総合戦略の策定に際しましてはKPIといひまして、各事業ごとに重要業績指標、これを定めるということになっておりまして、後々PDCAのサイクルでその事業を見直すということがついてまいりますので、そういう具体的なプロジェクトとあわせてKPI、数値目標といいますか、この施策をすることでどういう効果を得るのかという、そこまであわせて100人委員会のほうで御検討をいただきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 大体、100人委員会の流れっていうのは理解することができました。

ところでという話になるんですけれども、私たち議会は、この戦略の策定に出てきたものの審査をするということはもちろんわかるんですけれども、その過程で議会がどういうふうに関与していくのかなというのが全く最終的に出てきたものを審査するだけなのか、どんなもんなんだろうかね、これは。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議会の関与ということでございますけれども、中間報告でまとまったあたりのところで全員協議会等時間をいただきまして、そこで進捗ぐあいであったり、そういうものを御説明していくようなことを考えております。

大事なことなんですけれども、これは決して、今、5カ年計画を組みますけれども、この中で全てのものを解決しようということではないということを東京で何回も聞いています。東京の一極集中を明治以来いろいろなことをかけながら、変えなければならないと言いながら全く打開策が見つからないまま百数十年がたったわけですし、正解はどこにもないわけです。その正解探しをこれから5カ年をかけて、全国の自治体の中ではかなり濃淡があるようであり、これにもう徹

底してかけようというところもあれば、大都市圏のようにそんなことを簡単にできませんよという後ろ向きなところもたくさんあるようでございます。

そういういろいろ濃淡がある中で、この5カ年、今、課長が言いましたK P IであったりP D C Aサイクルを回しながら、できるだけたくさん種をまいてみて、これは可能性があるぞというものを全国に広げて東京からの人口を逆転させようと、その可能性が20年、30年は考えた場合に、これはいい種じゃないかというものを残していこうというまず初段階でございますので、成功になるのか、こうすれば成功じゃないかというのはいないんだということをごくぐれも言われています。

ですから、地域の中でそれぞれの特徴を見つけながら、いろいろなことをやってみる5カ年というぐあいには思っていますので、少しとひよな例があっても、それは1回向かってみるような価値があるようなものをどんどん出していただいてチャレンジしていく5カ年になるんじゃないかなというぐあいには思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） いろいろと御答弁をいただきましてありがとうございました。

非常に壮大な話ですし、非常に長い期間をかけて挑んでいかんといけん問題です。検証の仕組み、期間を設けて、定期的に検証をしながら施策の見直し、そして改良、改善を加えるというP D C Aを20年も30年もわたってずっと続けていかないといけないというものです。できるだけ頻繁にこの検証をかけていくような体制をとっていただいて、負けを認めん限りは負けじゃないという言葉がありますけれども、失敗だっていうふうに認めなければどこまでいっても失敗じゃないような気がします。そのときは、本当に失敗だっていうのは、もう町がなくなるようなそういった状況になってしまえばそれは失敗だったかなと諦めざるを得ないですけども、たゆまざる努力というやつをこのP D C Aサイクルを回しながら、役場だけではなくて町全体で、議会も住民も全員が取り組んでいかないといけないような本当に重大な問題だというふうに考えております。

また、議会のほうにもできるだけ頻繁に御報告をいただきたいと思いますし、また、議会としても意見を言っていかんといけんというふうに考えております。一緒に頑張っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをして私の質問終わらせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、6番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時20分にします。

午前 9時59分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 時間になりましたので、再開したいと思います。

続いて、3番、米澤睦雄君の質問を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。前の議員さんが非常にスケールの大きな質問をされたんですが、私は、ちょっとスケールが小さくて執行部のほうには非常に申しわけないと思うんですけども、いずれ2件とも、地域の該当される住民の方、それから、該当する地域には非常に大切な問題でございますので、執行部のほうの答弁をよろしくお願いいたします。

私は、通学定期券の助成事業についてと、校区外就学についての2件について質問をいたします。

まず、通学定期券助成事業についてでございます。南部町では平成26年度から新たな少子化対策事業として、結婚支援、高校生等医療費助成等多くの事業を展開されております。その中で、高校生への通学定期券助成事業について伺います。この事業は、町内に住所を有し高校等に通学する生徒のために、公共交通機関の定期券を購入する保護者にかかった費用の2分の1を助成する制度であり、当該保護者の経済的負担を軽減することで教育の機会均等を図ること、また、公共交通機関の利用を促進することを目的としております。しかしながら、南部町に居住する高校生の多くは、ふだんは自転車通学を行い、雨、雪などで自転車通学が不可能なときには公共交通機関を利用します。

そこでお伺いいたします。2月末時点のこの事業の利用家庭の数、助成金額を伺います。

2点目、南部町高校等通学定期券購入補助金交付要綱の目的に鑑み、定期券のほかに回数券を購入する高校生等の保護者にも助成の対象を広げなければ公平性を欠くと考えますが、所見を伺います。

3点目、現在通学する高校生等のバスの回数券に対して、あいみ手間山、あいみ富有の里両地域振興協議会は、これはバス路線対策でございますけれども、3割の助成金を出しております。公平性の観点からも、回数券を購入する南部町全域の高校生等の保護者に対しても助成の範囲を広げていく考えはないか伺います。

次に、校区外就学についてお伺いいたします。南部町においては学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき、南部町立学校等通学区域に関する規則により、児童生徒の通う学校を指定し

ております。また学校教育法施行令第8条、これは校区外就学、それから第9条、区域外就学ということで、特定の事由がある場合においては、教育委員会の許可を得て通学する学校の変更を行うことができます。

そこでお伺いいたします。現在南部町において、校区外就学をしている児童生徒の人数と、校区外就学の事由をお尋ねいたします。

2点目、校区外就学を承認する場合にはその基準があると思いますが、南部町教育委員会の基準をお尋ねいたします。

3番目、他の市町村では、校区外就学や区域外就学については取り扱い要綱を定めているところが多くございますが、当町では定めていらっしゃいますか、お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 米澤議員さんの、まず、通学定期券助成事業に係る御質問にお答えを  
してまいります。

まず、2月末時点での当該事業の利用家庭数と助成金額についてでございます。御利用いただいております御家庭には対象者が2名以上の場合もありますので、利用人数でお答えをいたします。バスでの利用については、その約7割が米子駅までであり32名の利用、助成額は65万6,800円でございます。JRの利用につきましては、米子駅から各方面への乗車となり28名、助成額は41万7,200円でございます。そのうち11名がバスとJRの両方を利用いたしておりますので、延べ60名、実人数では49名の方に御利用いただき、2月末時点での助成総額は107万4,000円となっております。なお、定期券の有効期間については、1カ月定期が最も多いわけですが、平均いたしますと3.1カ月の定期となっております。

次に、定期券だけでなく、回数券にもその対象を広げてはどうかとお尋ねでございます。議員の御提案は、日ごろは自転車で通学している高校生が、雨や雪の日に自転車通学が困難な場合、バスの回数券も定期券と同様に助成の対象とすれば、少子化対策としての保護者負担の軽減につながるのではないかとのお趣旨でございます。

まず、定期券と回数券については基本的に大きな相違点がございます。どちらも金券であることに間違いはございませんが、定期券には利用期間、利用区間、利用者氏名が明記されております。しかし、回数券は使用者を特定する必要はなく、誰でもどの区間でも、さらには不足金を払えば長い区間でも利用できるものと承知いたしております。

こうした定期券と回数券の根本的な違いはあるものの、議員御提案の趣旨は理解をいたしてい

るつもりでございます。ただ、公金を使うわけでありますから、予算の範囲内ということは当然のことといたしましても、さまざまな角度から慎重に取り扱わなければならないことも御理解をいただきたいと思っております。先ほどお答えしました回数券の特質をどうクリアしていくのか、補助率はどうか等、具体的に事業化できるかどうかについては検討はしてみたいと思っております。

次に、3点目のお尋ねでございます。あいみ手間山、あいみ富有の里地域振興協議会は、高校生等のバスの回数券に対して3割の助成金を出しているが、南部町全域での高校生の保護者に対しても助成範囲を広げることを求めるとの御意見でございます。あいみ手間山、あいみ富有の里地域振興協議会では、その取り組みの中で、高校生の通学に係るバスの回数券購入に対して3割の助成金を出しておられることは承知をいたしております。また、当該地域振興協議会より定期券補助と回数券補助との補助率の格差解消について御要望をいただいたこともございました。

こうした両地域振興協議会の取り組みは、一義的には振興区が抱えておられる地域課題に対応したものと認識いたしております。また、回数券補助に係る経費は地域振興協議会への交付金の積算には加味されていないと承知いたしております。こうしたことから、町内の評議会が連携され同様の取り組みを拡充されるということであれば、改めて検討しなければならないとは思いますが、現段階で教育委員会としまして、同様の取り組みを町内全域で実施する想定はいたしておりません。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、校区外就学に係る質問にお答えをいたします。まず、現在、本町の校区外就学をしている児童生徒の人数と、その理由についてでございます。

最初に、校区外就学ということについて説明をいたします。学校教育法施行令第8条では、市町村教育委員会から指定された就学校が保護者の意向や子供の状況等に合致しない場合において、保護者の申し立てにより市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができるかとされております。このことを受けまして、現在、町内で校区外就学をしている児童生徒は小学校で4名、中学校で3名の計7名となっております。理由につきましては、おおむね友人関係や家庭の事情によるものでございます。具体的には、転居したが通いなれた学校でこれまでの友人関係を継続をしたい。兄弟で同じ学校に通学したい。スポーツ少年団での活動を中学校での部活動でも継続したい。さらには、児童の帰宅時に留守となるため、祖父母宅の校区の小学校へ通学したいなどとなっております。

次に、校区外就学を承認する場合の南部町教育委員会の基準についてでございます。まず校区外就学については、南部町立学校等通学区域に関する規則第3条の2により、教育委員会は、児童等の保護者から当該児童等の住所地の属する学区の学校とは別の学区の学校に入学、または在

学したい旨の申し出があった場合、当該申し出について相当と認めるときは前項の規定にかかわらず別の学区の学校に入学、または在学する学校の指定をすることができると定めてございます。

御質問いただきました承認する場合の基準につきましては、具体的に明確に定めたものはございません。承認か否かにつきましては教育委員会会議の中で議案処理いたしますが、平成8年12月に国の行政改革委員会から出されました規制緩和の推進に関する意見の中で、学校選択の弾力化について示されていますので、このことを尊重しつつ、慎重に審議し決定いたしております。個別案件ごとに申し立ての背景や家庭の事情、保護者や児童生徒の願い、通学方法等さまざまな角度から審査をし判断をいたしております。

次に、他市町村の多くは校区外就学や区域外就学について取り扱い要綱を定めているが、南部町における要綱についてのお尋ねでございます。本町には校区外就学や区域外就学について、その取り扱いを定めた要綱はございません。校区外就学につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、加えまして不登校等教育上の配慮によるものも検討に値する案件と考えております。区域外就学につきましては、学校教育法施行令第9条において、一定の手続を経て関係市町村、教育委員会間の協議が調べば他の市町村等の学校にも就学できるとされているものでございます。現実的には、個別、具体的に相互の教育委員会が協議をし決定いたしておりますが、校区外就学と違い、受け入れ側の事情で許可がおりないこともあり得るわけでございます。

ここ10年を振り返ってみますと、区域外就学について本町はほぼ100%受け入れてきたと記憶いたしておりますが、受け入れていただけなかった例は若干あったかと思えます。

議員もよく御認識のように、昨今、児童生徒を取り巻く環境は多様化いたしており、児童生徒の実態もさまざまであります。都市部等多くの学校や児童生徒を抱える教育委員会では、定例会議の議案処理によらず事務局で判断されているようにも伺っておりますので、当然、そのよりどころとなる要綱等が必要となり定められているのではないかと推察いたしております。要綱の策定を否定はいたしません、校区外、区域外の就学の認定を判断をする内規的なものを要綱とすることについては検討をしてみたいと思えますが、本町程度の規模であれば、事案ごとにそれぞれの保護者の思いや状況を丁寧に1人、教育委員の考えを反映した総合的な判断とすることがより生徒の趣旨に沿うものと認識をいたしております。

あわせて、想定できないことが起こってもおかしくない御時世でありますので、柔軟に事案に対処する観点からも当面現状のままに対応をしまいたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 米澤睦雄君の再質問を許します。

米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 丁寧な御回答ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。まず、通学定期券の助成事業についてでございますけれども、先ほどの答弁の中で定期券と回数券の違いの御回答がございました。確かに定期券は利用期間とか氏名、それから区間ですね、確かにはっきり書いてあると思います。回数券にはそれがないと、そういうのが大きな原因だったとは思いますが、これは私は解決できる問題だと思うんですよね。

例えば、あいみ富有の里地域振興協議会では、いわゆる利用者のどれくらい利用されるかということ把握をまずいたしまして、地域振興協議会のほうがまず回数券を買います。地域振興協議会のほうが高校生の家庭、そこからの要請において回数券をまた売るという形をとっております。例えば使う人の氏名がわからない、確かに氏名はわかりませんが、例えば役場が主体となっても地域振興協議会が主体となっても、いわゆる高校生専用とかゴム印を押すような形で使用を限定するという形もとれると思いますし、私は回数券でもクリアできる問題だと思うんですよ。その辺については、教育委員会、どう考えられます。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。先ほど教育長の答弁にもありましたように、クリアできる部分ではあると思います。しかし、今、議員さんからお示しがあつたように、高校生というような判を回数券に押すとかさまざま、名前まで押すわけにはいきませんが、何らかの形で南部町の高校生が使うんだよということを、ある程度明記をすることが公金を投入する上からでも必要なことだし、それは可能な部分ではないかなと、検討するべき部分だというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 今、教育委員会のほうから検討すべき課題だということはございましたけれども、いわゆる通学定期券助成事業の目的、条例を読みますと、保護者の経済的負担を軽減することで教育の機会均等、これを図ること、それから、公共交通機関の利用を促進することを目的とされているということでございます。定期券を買われる家庭は問題はないと思うんですけども、やはり同じ学校に通う高校生でも、片や定期券、片や自転車通学、例えば雨が降ったり雪が降ったりするときには回数券を使う、そこはやはり考えていかなければならないと。先ほど申しましたように、この条例の目的から考えてもそれはぜひとも私は考えていただきたいというふうに思います。

それで、言い忘れましたけれども、ゴム印を押してでも日ノ丸バスのほうには、例えば南部町教育委員会はこういうことで補助しますのでいうことできちんとバス会社のほうにでも、それからJRにでもきちんとそのことを文書でも言えば、JR、それからバス会社、自分とかがもうかるわけですから、それは絶対反対しないと思いますし、ぜひともこれは私はやっていただきたいというように思います。

それで、教育委員会のほうからは検討するというごさいもございましたけれども、今度は企画政策課長に伺いますけれども、バス路線対策としても、例えば昔は高校生よく傘差してでも米子に通ってました、自転車で。ただ、それもできなくなったということでバスに乗る回数がふえてくるんじゃないかと思ひます。雨具を着てでも米子に行く方もいらっしやいますけれども、基本的にはバスに乗る高校生もふえてくるんじゃないかと思ひます。私はこれは、教育委員会のこの通学定期券助成事業か、それからバス路線対策、それは私はこだわひりません。とにかく高校生のいる家庭がそういう通学手段に機ひの均等が入れば私はこだわひりません。

という意味からも、バス路線対策として位置づけるならば、この問題について企画政策課長はどういうふうにかんえられますか。お尋ねいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。この定期券補助は子育て支援という目的で施策化したものでございますけれども、議員がおっしゃるようひ、バスの利用の促進につながる面もござひますので、教育委員会とも御相談をしながら検討したいというふうにかんえします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 今、教育委員会、それから企画政策課、両方からある程度前向きな御答弁をいただきました。やはり不公平があっちゃいけませんのでその辺はしっかりと検討されて、片や定期券は5割でございますのでやはりそれに合わせた形で、回数券についても、なかなか方法は難しいかもしれませんが、先ほど申しましたようひ可能でありますので、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思ひます。

次に、校区内就学についてでございます。今、私、校区外に就学人数を聞いて大変びっくりしました。小学校4名、中学校3名、合計7名の方が校区外就学をされている。確かに基本的には学校教育法施行令の第8条、それから第9条に基づいて、南部町のほうも規則がござひます。これは学校の指定の規則でございます。これが基本でございます。居住する地域によって学校を指定されているわけでございますが、ただ、そうは言ってもいろいろなことがござひますので、保護

者からの校区外就学、区域外就学について、やはり柔軟に対応していかなければならないということは、私も教育委員会におりましたのでよくわかりますけれども、その中で、2番目の基準がないかということをお尋ねいたしましたところ、具体的な定めは持っていないということでございます。いわゆる教育委員会でさまざまな角度から検討し判断するというところでございますけれども、確かに教育長がおっしゃいましたように、それがいいようには見えますけれども、そうは言ってもやはりこれは大事な問題でございます。やはりきちんとした基準は設けておくべきだと私は思います。

先ほど理由で、例えば転校した後の友人関係とか家庭の事情、転居、それから兄弟が校区外就学をしてるからその弟も校区外就学をしたい、それから、スポ少を引き続き例えばやりたいからというようなことで。それから、留守を見る者がいないというような形と。これははっきり言ってどこの市町村の要綱にもその部分は載っております。ただ、その市町村で違ってくるのは教育的配慮、その部分だろうと私は思います。そういう観点からも、やはりきちんと基準を定めたものを教育委員会のほうでもって、それは住民に広報していくべきだと私は思います。

といたしますのが、広報なんぶ1月号のページに、就学校の変更ができますという記事が載っております。この記事は、今読んでみますけれども、小学校、中学校に入学または在学する児童生徒は住所地により定められた校区の学校に通学することになっていますが、保護者の申し立てにより教育委員会が認めたときは、指定した小学校または中学校を変更することができます。それだけしか書いてないんですよ。住民から見たら非常にこれ不親切ですよ、はっきり言って。例えば例として、先ほど理由にもありました家庭の事情とかいろんな関係、そういうこともきちんと載せておいて、ある程度住民にどうというのが校区外就学ができるかということを、それをやはりあらかじめきちんと住民に示したほうが私はいいと思います。

それから、本当に教育的配慮ということで非常に難しい問題、それは教育的配慮ということで書けばいいとは思いますが、この広報を見る限りでは非常に私は不親切であると思います。南部町のほうにはホームページにはこれは載せておられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。ホームページにはこのような形では載せてございません。町内への小・中学校への転校ということで、主に住民票が移動したときについての表記ですので、御指摘のように就学の変更という部分は全てが網羅はできてございません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） やはり基準を設けること、それから、設けた基準をやはりホームページ載せると、ほかの市町村は結構載せてます。そういう観点からも南部町教育委員会のほうも、その辺のことは私はきちんとしていただきたいというふうに要望をしておきます。

それから、要綱についても定めてないと、あくまでも教育委員会でやるということですが、私が心配しますのは、例えば、教育委員さんがかわるごとに教育長もかわる可能性がございます。その都度ごとに方針が変わるようでは非常に私は困ると思うんですよ。やはり一本の芯があって一貫性があって、その一貫性の中で例えばいろんな問題に対処をしていくと、そういうことが私は非常に大事だと思うんですけども、その辺につきましては、再度、教育長にお伺いいたしますが。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。教育長にかわって答弁いたします。

先ほど、教育長の答弁の中に内規という話でしたが、南部町の教育委員会のほうでは6項目について一応基準を定めてございます、内部的に。1つは学年途中の転居である場合、2つ目は身体的理由による場合、3つ目は住所移転の予定地校に就学する場合、それから留守家庭の場合、祖父母のお宅。それから、5つ目に教育上の配慮による場合と、6つ目に友人関係の配慮ということで、大きくは6項目について教育委員会ではもう定めて、それを個別に教育委員会に諮り審議をさせていただいておりますので、そういう意味では過去のものも残っておりますので、そういうのがぶれないように、定例の教育委員会においては事務局のほうから保護者の方から聞き取った内容を丁寧に説明し、背景、それからそれぞれの学校長の意見等も踏まえて、議員が御心配のとおり、この年は中学がオーケーだったのにだめだというようなことにならないように、統一したものを持っていくように配慮をしているつもりですので御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） ぜひとも私は、南部町教育委員会の中で、きちんとしたそういう要綱ですか、そういうのも定めて、例えば事務手続でもそういうのも定めて、やはりきちんとした形で私はやっていただきたいということを指摘または要望をいたします。

それで、1つちょっと変わった質問をいたしますけれども、これは恐らくだめだと思うんですけども、会見地域で会見第二小学校と会見小学校がございます。例えば会見第二小学校の子供はひまわり保育園に通います。ひまわり保育園の幼児たちは学校に行くようになったら会見第二小

学校と会見小学校に分かれちゃうんですよ。親御さんがよくおっしゃいますのが、ひまわり保育園時代に保護者同士が仲よくなったと。それから子供たちも仲よくなったと。そうしたら、小学校に就学するときには別々になっちゃうんですね、そういうのは嫌だと。そういう理由で校区外就学を申請したいという方もいらっしゃるんです。それについてはどう思われますか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。どう思われますかということですので、確かに保育園時代に子供たちが一緒に保育園の中で一緒に遊び、学び、保護者同士も非常に仲がよくなっておられる。ところが小学校に行くときには2校にわたるということで、子供たちが友達と別れないといけない。お父さん、お母さん方も今まで一緒に保護者会等で活動しておられた方が離れなければいけないという部分でいろんな御心配もあるだろうというふうには思います。

その御心配はごもっともだと思いますが、教育委員会としてはぜひそういう御不安を解消できるように、または、会見第二小学校なり会見小学校それぞれが特色を持ち、保護者の方にこの学校に子供を行かせたいと思うような学校にさせていただく。それから、会見小と会見第二小学校で言えば小小連携という形で、子供たちが小学校に行ったら全く違う学校だよということではなくて、南部中学校区の2小ということで南部中学校、会見小学校、会見第二小学校を小中連携、小中一貫教育の中で一緒に交流する機会、今年度も何度か設けましたが、そういうのをふやしていく中で保護者の方にも安心して通っていただけるように。さらには、会見第二小学校のほうへ、逆に校区外とか区域外というようなこともできるようになっておりますので、そういう分もあわせて学校を支援をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 私がなぜ、校区外就学についてこの質問を行ったかということでございます。それについては、その前にまず教育委員の皆さん、例えば西伯地区の教育委員の皆さん、それから西伯地区の住民の方々は、余り会見第二小学校というのを御存じないと思いますので、少し会見第二小学校について紹介をさせていただきたいと思います。

会見第二小学校は、明治5年か6年だったと思うんですけども、小学校の前身ですね、その創立から始まりまして100年以上の歴史を誇っております。これまでに数多くの卒業生を輩出しております。住民の皆さんの中には、会見第二小学校というのは超小規模校でございますから、例えば子供たちに学力がつかないとか、競争力がつかないとか、集団生活が身につかないとか、いろいろおっしゃる方がございます。しかしながら、決してそうではございません。先生の数は

多いです。子供は少ないということで、いわゆる塾みたいな感じでございます。はっきり言って基礎学力は、これは個人差にもよりますけれども、大規模校よりも基礎学力は身につけられると思いますし、子供が少ないですから子供がそれぞれ皆、どういいますか、授業中に怠けるということができません、はっきり言って。そういうことで子供たちがしっかり教室で発表をするということで発表力もついております。それから、小さい学校ですので人数が少ないということで、高学年が低学年の面倒をしっかりと見るということで子供の自立にもつながっていくと。それから、競争力でございますが、競争力というのは、私個人の考えかもしれませんが、中学校に入ってからしっかりこれは何ぼでもできます。

ということで、非常に小規模校のメリットがあるというふうに私は感じております。ただやはり、いかんせん人数が少ないですから、集団スポーツとかそういうことに関しては非常にデメリットであるというふうに、確かにそういうことでございます。

ただ、今言いましたように、子供たちは決して大規模校の子供たちに劣るわけではございません。先生方の努力によりまして小規模校にしかできない教育を行っているところでございます。地区もいわゆる地区全世帯がPTA会員であると、地域で学校を運営していくという形をとっております。ということで、決して小規模校だからといって何ら、確かにデメリット部分はあります。大規模校にもデメリット部分はございますので、そういう意味では小規模校のメリット部分を生かしていくと、特色ある学校づくりをしていくということで、私も会見第二小学校出身でございますので、大々的に宣伝をさせていただきたいぐらいに本当にいい学校だと思っております。

本題に戻りますけれども、なぜ私がこういう質問をしたかといいますのは、会見第二小学校でございますが、これは平成10年の時点でございました、今から17年前。このときに、先を見たときに平成14年度には会見第二小学校の児童が全くゼロになるという事態に直面いたしました。このことから池野、鶴田両区では、じゃあ、このまま子供たちをゼロにして廃校を待つのか、それとも会見第二小学校存続のために何かしらのアクションを起こすのかということを池野、鶴田両区で慎重に協議を行ったわけでございますが、池野、鶴田両区ともに、やはり会見第二小学校存続に向けて何らかのやっぱり運動を起こしていかなければならないということで、そういうことに決定いたしまして、平成10年の2月15日に会見第二小学校存続検討委員会を立ち上げたところであります。

委員会では里親留学制度、それから、若者住宅の先進地視察などを実施するなど慎重に協議して検討した結果、会見第二小学校に児童を入れる条件での町営住宅、越敷野住宅ですね、これを会見町議会に請願したわけでございます。議員2名に御協力をいただきまして請願書を会見町議

会に提出いたしました。議会の中でもいろいろあったんですけども、結果としてはこれが採択となり、町営住宅の建設によって廃校を免れて現在に至っているのが現状でございます。

その間、地域住民も、平成12年度から9年間にわたりまして5,000本のサツマイモを植えて、秋には収穫祭を開催し町内外との積極的な地域間交流にも努めてまいりました。それ以外にもいろんな活動をして地域づくりが華やかだったんですけども、皆さん年をとってちょっと今やめてしまっておりますが、今、ことしはそれにかわって鶴田地区で鶴田ごぼうの会というのできまして、再度地域づくりを行って、何とか若者のUターン、それから魅力ある地域づくりを行ってIターンを目指していこうということで、そういう地域づくりの会も今立ち上がっております。

こういう状況の中、数年前でございました。地元の1世帯から子供を会見小学校に通わせたいと南部町教育委員会に校区外就学の申請があったわけでございます。南部町教育委員会はこの校区外就学の申請を認めるわけでございますが、その当時、ちょうど私、池野区長でございまして、住民の皆さんからどういうことじゃ、どういうことじゃということで私のほうに相当な問い合わせがございました。そういうことで私も地区住民の要請を受けて、教育委員会のほうに校区外就学の申請を認めた理由について質問状を出しております。回答では教育委員会の総合的判断ということでございました。先ほども回答はございましたけれども、総合的判断。そのときに私は、区長だったんですけども、これは教育委員会の議事録を情報公開で請求してみんといけんという気はあったんですけども、そこまでもしなくてもいいのかなということでやめた経過がございます。結果、それをきちんとしとけばよかったんですけども、私もそういう要請を受けた方には総合的判断だすこだがんでいうことで、地区の皆さん方には申しました。

ところがこの結果、部落内の存続に向けた一生懸命活動した住民にとっては、はっきり言って教育委員会への不信感が醸成されたのは事実でございます。それから住民同士でも、表面には出しませんけども、そういう校区外就学をした家庭に対する不信感もこれもあったことも事実でございます。

この総合的判断、今さら細かく聞こうとは思いません。ただ現在、二小校区内にも住宅以外に子供ができました、子供がおります。ということで、先ほど申しました問題がまた起こる可能性がございます。そのときには学校の統廃合の問題は別として、二小が存続している限りは地域の実情をよく考えていただいて慎重な対応をお願いしたいというふうに私は要望をいたします。その家庭が児童をどうしても他の学校に通わせたいと思われるなら最終手段もあるわけでございます。住民票を変えれば済むことですので。最終手段もありますので、やはり地域の実情をきちんと



ります。それだけ丁寧に1つずつ事案を、これ、要綱の3番、はい、というようなやり方でなくて、答弁をいたしましたけれども、さまざまな角度からそれぞれの教育委員さんが、この辺はどげなだ、こういうことは心配ないだということで、御意見も頂戴をしながらきちんとやってきたつもりであります。

先ほど課長のほうが申しあげましたように、のっけていくときのおおよその目安みたいなものについては、内規を事務局の中でちゃんと持ちながら、一つ一つの事案に真摯にきちっと協議をいただくという体制でやってきたつもりでございます。

そういうものを要綱にするということに関しては、委員さんの御指摘のようにある部分いいところもあると思いますけれども、逆にまたその要綱で、2番はこれこれ、3番はこれこれっていう明記することによって、しっかりとした教育委員さん方の意見交換につながらないということになるならば、これは教育委員会そのものが合議制という仕組みでございますから、そういう面にとってどうかなというようなことも心配をするところもございしますが、そのあたりについては教育委員さんの意見も聞きながら、あるいは米澤議員さんの御意向も含めながら、もう少し委員会の中で協議をさせてやってくださいませ。

最後にもう1点でございます。答弁の中でも申しあげましたけれども、校区外あるいは区域外就学学校の弾力化というのは、もうこれ一つ時代の流れであります。やはりこういうような流れというものはまずしっかりと受けとめていかないけんというところがあるというぐあいに思われます。要はそういう制度があって、そして、こういう学校に行きたいということがあれば、逆にこういう学校に行きたいということもあるわけでありまして。

課長も先ほど答弁をいたしましたように、大切なことはそれぞれ学校の特色ある部分をしっかりとアピールをするといいたいまいしょうか、いわゆる魅力ある学校をつくっていく。大きな学校は大きな学校、小さな学校は小さな学校、中間ぐらいは中間ぐらいといいたいまいしょうか、それぞれの学校にやっぱり魅力をしっかりとつくっていくということが一番大事な話であって、教員のほうもそういう意識改革をしていかないけん。学校があれば黙っちょっても子供が来るだ、そういうような意識から自分の勤務をしている学校に外からでもこの学校に行きたいとか、あの先生に教えてもらいたいとか、そういうような魅力ある学校づくりをしていくというところの意識改革をやっぱりして行って、それぞれ小学校3校あるわけですけども、それぞれに住民の皆さん方に、あそこの学校はこげだなって言ってもらえるような魅力ある学校づくりを引き続き取り組んでいくということが一番大事な視点だろうないうぐあいに思っております。

以上、所見も含めまして答弁とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 教育長から最後の御答弁をいただいたわけですがけれども、私は決して校区外就学を推し進めるつもりは全くございません。ただ、そういう意味で質問したわけではございません。

それから基準、それから要綱の関係は、私はやはり明文化は必要だと思います。例えば転居の関係とか、兄弟姉妹がいわゆる違った学校に行ってるから弟も行きたいというような形、それから留守なんかこれははっきりしたことです。これは別に外に出しても問題はないことです。外に出せないような事案はいわゆる教育的配慮でできますので、やはりその辺のことはホームページにもしっかり載せられて、住民の皆さんにそれは周知すべきであるということが私は言いたかったわけではございます。

それから、最後にお願いなんですけれども、行政、町長部局、それから教育委員会部局もやはり地域に出て、そこの地域がどういう実情なのか、どういう意見を持っておられるのか、そういうことをやはりきちんと聞いて状況把握をしていただくことは非常に大切だと思うんですよ。ですから教育委員会のほうも、いわゆる教育委員さんで地域に出られて、地域の住民の意見を聞く機会を持っていただくことが私は非常に大切だと思いますので、そういうことも要望いたしまして私の質問は以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、3番、米澤睦雄君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入りたいと思います。少し早いですけど、再開は13時、午後1時からといたします。

午前11時17分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、時間が来ましたので再開したいと思います。

13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより、2点にわたって質問いたします。答弁をよろしく願いいたします。

第1点目、地方創生を問います。昨年9月に招集された臨時国会で可決された地方創生関連法が動き出しました。ことしに入りその第1弾として、自治体に4,200億円の新しい交付金が出

されてきました。各自治体には、法に基づき今後5年間の地方版地域創生総合戦略の策定が義務づけられています。これに先立つ昨年5月、日本創成会議が増田レポートで自治体消滅論を展開し、消滅自治体を名指しで公表し多くの自治体に衝撃を与えてきました。

町長は、昨年10月に福祉自治体ユニット構成自治体とともに、人口減少に立ち向かう自治体連合を発足されてきました。その中で、総合戦略に取り組む姿勢を示してきています。また今月、これは2月20日には全国市長会も、まち・ひと・しごと創生対策特別委員会を立ち上げてきています。地方創生が人口減少や地域経済の衰退に取り組むというのであれば、その原因と分析がなければ立ち向かう処方箋は的外れになるのではないのでしょうか。加えて国は地方創生でどのような地方と国をつくろうとしているのでしょうか。このことを把握しておくのが町の計画に責任を持つ者の姿勢だと考え、以下質問いたします。

1点目、政府の地方創生の取り組みと増田レポートについて、町長はどのように考えているのか問います。とりわけ全国的な人口減少、少子化、経済の衰退の原因をどこにあるとお考えでしょうか。また、この中に出てきます道州制を見通した取り組みについても問います。1の中の3点目、この中では地方中枢拠点都市圏、この構想が語られていますが、これについての今回、町の取り組むことについての関連についてお伺いいたします。4点目、この中では国家戦略特区の中に地方創生戦略特区をつくることを言明しています。この3月にもそれがどこにするかということが決まるそうですが、一体この地方創生の中でこのような戦略特区をつくることについてどのように考えていらっしゃるのか、このことについてお伺いいたします。

大きい2点目、町「地方創生総合戦略」の策定について、町長の考えを問います。

3点目、南部町での人口減少、地方経済の衰退の原因はどこにあると考えていらっしゃるでしょうか、問います。

次、2点目、社会保障の充実を求めて質問いたします。昨年の通常国会で可決された医療・介護総合法は、公的介護・医療保障を土台から掘り崩す大改悪法だと言われています。昨年の社会保障と税の一体改革関連八法の実践版だと言われています。改革法を受け立ち上げられた社会保障改革国民会議では、今後の社会保障制度改革の基本的な考え方をどのように述べているのでしょうか。自助を基本としつつ自助の共同化としての共助、ここでは、厚生労働省は共助を社会保険制度だと言っていますが、自助を支え、自助・共助で対応できない場合に公的扶助等の公助が補完する仕組みが基本であり、社会保障の機能の充実化と給付の重点化、効率化、負担の増大の抑制をすすめています。

ここから見えてくるのは、自助の名のもとでの福祉の切り捨てと効率化の名のもとでの予算削

減ではないでしょうか。実際、年金が目減りする中で、社会保障費の自然増削減案がさきの総合法でも決まってきました。町民は年金が下がる中、国保税、介護保険料、医療費の負担増に生活の苦しさを余儀なくされています。福祉切り捨て、負担増にどう立ち向かうのか、自治体の姿勢が問われてきているのではないのでしょうか。町民の生活実態の把握を求め、ここでは国保税を通じて自治体の役割として町民の暮らしを守ることを求めています。

まず1点目、政府の社会保障制度の基本的な考え方について、町長はどのように考えているのでしょうか。

2点目、年金引き下げ、いわゆる目減りですね、年金引き下げの町内での影響額を問います。公共料金の負担増はどのような影響を町民に与えていると考えているのでしょうか。町長の意見を求めます。

3点目、国保税の負担軽減を求めます。

4点目、西伯病院での医療費滞納金額を求め、国保一部負担金減免制度、法の中で規定されております国保一部負担金減免制度を求めます。

第5点目、国保の都道府県単位化について、県との協議がどこまで進んでいるのでしょうか。分賦金、国保事務、保険税徴収、自治体格差について、町長は今の時点でどのように考えているか問います。

6点目、27年度から始まる保険財政共同安定化事業1円化について、町長の考えを問います。

7点目、基金、これはあらゆる基金を有効に使い、町民の暮らしを支える制度を求めます。

以上でここでの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをしております。

まず最初に、お尋ねのありました増田レポートといいますのは、岩手県知事や総務大臣を歴任された増田寛也氏が座長を務める日本創成会議の人口減少問題検討分科会が、昨年5月に公表した消滅可能性市区町村についての推計で、2040年までに全国の市町村の半数が消滅する可能性があるとして全国の自治体に衝撃を与えたものです。

我が南部町も不本意ながら消滅可能性市区町村に分類されております。このレポートには賛否両論があり、過疎地域の切り捨てにつながるなどの批判もあるところですが、私は全国の自治体に警鐘をならし、危機感を国全体で共有させる効果があったものと捉えています。人口減少への危機感はこれまでも漠然と語られながら国全体の取り組みとなってはきませんでした。このレポートの消滅自治体リストの公表がきっかけとなって、政府の地方創生の取り組みが始まったこと

は評価したいと思います。

政府の地方創生の取り組みに対する私の考えをとということですが、地方創生の取り組みに関しては、人口減少の問題と東京一極集中の問題を関連づけた点がこれまでと違う点だと思っております。合計特殊出生率が際立って低い東京への若年人口の集中が人口減少に拍車をかけるとして、地方への人の流れとセットで人口減少対策に取り組もうとしている点に特徴があると考えております。

また、人口減少社会に対応し、市域社会を維持していくために拠点のあり方についても一定の方向性を示していることも特徴と言えると思います。過疎化、高齢化の著しい中山間地域に生活、福祉サービスを集約する小さな拠点を形成するという考え方や、広域連携を促進する点にあらわれていると思います。

また、具体的な事業についてKPI、重要業績評価指標を設定して、PDCAのサイクルで事業成果を検証していこうという手法はこれまでになかった手法と言えると思います。東京一極集中を排して人口減少に歯どめをかけるためにはまだ確立された手法はありません。全国の自治体の試行錯誤の中で、成果のある施策を検証して全国に広げていこうという国の考え方だと思います。また、政府の取り組み姿勢という点で言えば、省庁の縦割りを排して効率的に予算を確保するなど、政府も全力で取り組んでいただいているという感想を持っております。

議員から個別にお尋ねのありました全国的な人口減少、少子化、経済の衰退の原因ということですが、人口減少、少子化の原因としては、若者の晩婚化、非婚化ということであろうと思いますが、背景にはニートや非正規雇用の問題があり、若者の経済基盤が安定していないこと、特に若年人口が集中する大都市圏での子育て環境が不十分なこと、男性の育児参加などワーク・ライフ・バランスの意識が十分育っていないことなどがあると認識をしております。

また、経済衰退の原因については、地方を中心に事業所や工場の海外移転が進んで雇用の空洞化が起り、東京を中心とする大都市圏へ人口集中が進んだこと、生産年齢人口の減少に伴い消費が低迷し、結果としてデフレが進行したことなどが影響したものと認識をしております。

道州制との関連については、現政権内で道州制に向けての検討は後退していることや、全国町村会を初め、地方が道州制に慎重な姿勢を崩していないことから、地方創生が道州制に直ちに結びつくものとは認識をしております。

地方中枢拠点都市圏構想との関連については、人口減少を食いとめる、いわばダム機能として広域圏で地方中枢拠点都市圏を整備しようという考え方であり、人口減少を前提に地域社会を維持していくための拠点のあり方としては理解できるのではないかと考えております。地方公共団

体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではないと国も言っております。

国家戦略特区との関連についてということですが、国家戦略特区はこれまで大都市圏偏重が指摘されておりましたが、地方創生特区を指定する法案が提出されているように、地方創生にかじを切ったものと認識をしております。

次に、町の地方創生総合戦略策定についての私の考えについてお尋ねがありました。私は人口減少に歯どめをかけて、50年先、100年先に持続可能な南部町をつくっていくことが地方創生のかなめであると考えております。そのためには出生率を上げて人口の自然減を食いとめること、U I J ターンをふやして人口の社会増をふやすことが必要となってきます。そのために、町内あるいは周辺に雇用の場を確保して人を呼び込むこと、結婚、出産、子育てについての若者の夢を実現すること、そして、活力のある元気な町をつくることを目標に町の地方創生総合戦略を策定していきたいと考えています。そのためになんぶ創生100人委員会を組織して、行政だけではなく町内外で御活躍の方々のお知恵をかりながら、にぎやかに総合戦略を策定していきたいと考えています。

最後に、本町の人口減少、地方経済の衰退の原因についてのお尋ねがございました。本町の人口減少の原因については、社会増減よりも自然減の影響が大きいと認識しています。平成25年の合計特殊出生率が1.44と、県平均の1.62よりもかなり低く、全国平均の1.43と同じ水準に低迷しておりますが、出生数の減少ということが主な原因と考えています。

また、本町の経済衰退の原因ということですが、町の基幹産業である農林業の低迷による所得の低下や、これは本町に限らず経済全般に言えることだと思いますが、生産年齢人口の減少による消費の低迷に伴うデフレの進行といったことが影響しているものと認識をしております。しかしながら、N O K株式会社と鳥取ビブラコースティック株式会社の設備と増設と雇用拡大の動きに見られるように、本町を取り巻く経済情勢は好転しつつあり、今後、こうした状況を追い風に地方創生に取り組んでいきたいと考えております。

次に、社会保障の充実を求めるというお尋ねでございます。政府の社会保障制度の基本的な考え方について、町長はどう考えているかということでございますが、日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しております。65歳以上の人口は現在国民の約4人に1人である3,000万人を超えており、2042年に約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されております。

このような状況の中、約800万人の団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民

の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。平成26年6月に施行された医療・介護総合法の正式名称は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備などに関する法律で、高齢化が進行する中で社会保障制度を将来も維持していくために、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するものであります。特に2025年をめどに、重要な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくことになっております。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにもシステムの構築が重要になります。国民は一人一人がみずからの責任と努力によって生活を営んでおりますが、病気やけが、老齢や障がい、失業などにより、自分の努力だけでは解決できず自立した生活を維持できなくなる場合も生じます。このように個人の責任や努力だけでは対応できないリスクに対して、相互に連帯して支え合い、それでもなお困窮する場合には必要な生活保障を行うのが社会保障制度の役割であります。社会保障制度は国民生活を守るセーフティーネットの機能を持っており、私たちの生活を生涯にわたって支え、基本的な安心を与えるものだと考えます。

次に、年金引き下げの町内での影響額と公共料金の負担増はどのような影響を与えると考えられるのかということでございます。年金の引き下げは特例水準解消のため、平成25年10月に1%の引き下げがされ、平成26年4月に0.7%の引き下げがされ、平成27年4月にも0.5%引き下げられる予定です。

さて、年金引き下げの影響額ですが、南部町の住民の暮らしの実情を把握する統計資料としては、税務課の所管する市町村税課税状況などの調べしかございません。また、この資料の中で年金所得はその他所得に分類され、シルバーの配分金や個人年金などが含まれるため、公的年金の課税所得の動向を正確に反映しているものではありませんが、この資料に沿って平成24年と25年の南部町のその他所得の動向について述べます。

平成24年のその他所得課税総額は10億9,887万6,000円で、平成25年は10億6,768万9,000円で、平成25年は平成24年に比べて3,118万7,000円減額となっております。また、課税者数は775人から740人に35人減少し、1人当たりの課税所得は141万7,900円から144万2,800円へ2万4,900円増加しております。

公共料金の負担増ですが、国民健康保険の税率は平成25年度に所得割を0.34%上げましたが、その後、引き上げはしていません。また、国民健康保険税については、平成26年課税分

から2割軽減、5割軽減については軽減判定の枠が拡大しており、総体的に25年度に比べて負担は減少していると思います。一般的に年金収入が主な収入である世帯については、年金額の引き下げや公共料金の引き上げは生活を直撃することになると考えますが、今回の特例水準の解消による年金額の引き下げは別として、そもそも年金は物価スライド制になっており、すなわち物価の上昇や賃金の水準を考慮する制度になっているので、公共料金の負担増には対応できる制度になっていると考えます。

次に、国保税の負担軽減を求めるとの御質問でございます。国民健康保険事業の現状について説明しますと、加入者の高齢化や生活習慣病の方が増加している影響により医療費がふえてきています。また、国保加入者の低所得傾向も合わさって厳しい財政状況下で事業運営をしており、一般会計からは法に基づき約6,500万円繰り入れております。法に基づき繰り入れを行っているのは保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険の事務費、出産育児一時金に係る経費の一部、国保財政安定化支援事業に係る経費の4つで、法定内繰り入れと言われるものでございます。

医療費などに係る部分の財源については、一般会計から繰り入れを行っておらず、保険税で賄っております。不足分を一般会計から繰り入れて賄うことは、他の健康保険制度に加入されておられる方にとって二重に健康保険の負担を強いることになり、不公平となるものと考えますので、法定内繰り入れと言われるもの以外については、一般会計からの繰り入れを行う予定はありません。国保税の負担軽減につきましては現在も行っておりますので、現状で御理解をいただきたいと思っております。

次に、西伯病院の一部負担金減免制度を求めるということですが、医療費の滞納金額は病院事業管理者が後ほど答弁をいたしますので、一部負担金の減免制度についてお答えします。

一部負担金減免制度は、国民健康保険の被保険者が医療機関の窓口で自己負担として3割などを支払われるものについて減免を行うものです。現在、国の制度では窓口での負担の減免制度はございません。また、協会けんぽ鳥取支部でも一部負担金の減免は行っておりません。南部町では国保税の減免制度はありますが、このように一部負担金減免制度につきましては、国や協会けんぽとのバランスを考え、南部町では行う予定がありません。

次に、国保の都道府県単位化についてどう考えているかということでございます。国民健康保険の都道府県移管については、平成30年度に実施することになっております。県との協議の進捗状況ですが、県は国の状況を確認している状況ですので、今後の国の方向性が明確に示されることにより町と協議が行われると思われれます。今後、県は、県内の統一的な位置づけとなる国保運営方針を新たに策定される予定です。各市町村の分賦金の決定や標準保険税率の設定、さらに

は保険給付の支払いや市町村が担う事務の効率化など、広域化の促進などを盛り込まれる予定です。

分賦金は県が標準保険税率を定め、市町村に対し事業運営に要する費用を分賦金として割り当て、市町村はそれに基づき被保険者に保険税を賦課するものです。分賦金ですので市町村から県への納付は100%となります。分賦金の導入は統一保険税方式にした場合に生ずる激変を回避することと保険税の平準化に向けた筋道も示す必要性から、市町村ごとの標準保険税率を設定して提示することになります。市町村は地域住民の皆様との身近な関係にありますので、被保険者の実情を把握した上で行う保険税の賦課徴収、個々の事情に速やかに対応した資格管理の実施、レセプトや検診情報を活用した保健事業などを行うことにより、地域におけるきめ細かい事業が実施でき、こうしたところに市町村の役割があると考えております。

自治体格差につきましては、高齢化の進展や高度な医療の普及などによる医療費の増大が見込まれる中、保険者間の保険税の格差や小規模保険者が抱える不安定な運営など、国保制度の構造的な問題があると思っております。広域化によってこうした問題が解消されると考えております。

保険財政共同安定化事業1円化についてどう考えるかということでございます。この事業は、具体的には、県内の市町村国保間の保険税の平準化及び財政の安定化を図るため、市町村国保からの拠出金を財源に療養の給付に要する費用等について鳥取県国保連合会から交付されますが、平成26年度は30万円を超えるレセプトについて算出された額が交付されており、財源となる拠出金の額は1億2,115万円です。この事業が平成27年度から対象が0円以上のレセプトからとなり、さらに平準化が進むこととなります。

試算によりますと拠出金額は南部町では2億8,588万円となり、1億6,473万円増加する試算が国保連から示されております。歳入も同様に入ってまいりますので、予算では歳出と同額を計上しております。保険財政共同安定化事業の拡充により、県内の市町村国保の毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和及び医療費の差による保険税の相違の緩和がさらに図られることとなりますので、自治体間の格差が解消されます。

このように、医療費変動や保険税の相違の緩和、県と市町村の事務の効率化などを考慮しながら、国民健康保険の運営を県へ移行し、分母を大きくしながら安定した保険運営ができるよう、県とともに総合的に検討することになりますので、町にとって望ましいことではないかと考えております。

次に、基金を有効に使ってはどうかということでございます。国民健康保険基金については、合併以来の医療費高騰のための財源として活用してきたため枯渇しておりまして、ほぼゼロの状

態でございます。町が保有する他の基金、例えば財政調整基金の繰り入れを行うということですが、これは一般会計からの繰り入れと同じことになり法定外の繰り入れになりますので、他の保険との公平性から見て財政調整基金を利用した一般会計からの繰り入れは考えていないところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 真壁議員さんの御質問にお答えしてまいります。

西伯病院での医療費滞納金額を求め、国保一部負担金減免制度を求めるとの御質問でございます。私のほうからは、西伯病院での医療費滞納金額を求めるというお尋ねに答えてまいりたいと思います。

平成27年1月末現在における西伯病院での患者一部負担金の未収金の額は949万6,994円、内訳は、外来診療分、84万821円、8.8%、入院診療分は865万6,173円、91.2%となっております。保険者別では、国保被保険者、409万468円、内訳は外来診療分、41万5,805円、入院診療分、367万4,663円となっております。全体に占める割合は43%となっております。被用者保険は265万3,454円、内訳は、外来診療分、18万9,232円、入院診療分、246万4,222円で、同27.9%、後期高齢者医療が203万8,996円、内訳は、外来診療分、6万3,128円、入院診療分が197万5,868円で、同21.5%となっております。

患者一部負担金の未収金が発生する要因としましては、日々の生活に困っており医療費の自己負担分を支払う資力のないいわゆる生活困難者と、支払い能力はあるが支払う意思のない方がその多くを占めております。西伯病院における未収金対策といたしましては、未収金の9割を占める入院診療分の患者一部負担金が高額とならないように、入院の御案内時や地域連携室を中心とした患者窓口相談において高額療養費制度や公費負担医療制度を進めております。また、残念ながら、支払いが滞ってしまわれました方につきましては、生活状況に合わせた分納等をお願いすることにより未収金の回収に努めております。

今後も地域の皆さんが必要な医療を安心して受けられるような病院であるために、引き続き努力してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず初めに、地方創生の問題です。町長は地方創生の取り組みと

増田レポートの中で、人口減少化に取り組みたいということなんですけれども、この中で、ちょっと前後するんですけれども、町長はこの中で東京への一極集中と人口減少、地方の減少とリンクさせたところを評価なさっているということをおっしゃったんですよ。そこで、次にどういう手を打つかっていうところで、大事だと思うんですけども、町長、東京への一極集中が行われてきたっていうんですけども、町長もお認めになっているように、人口の減少、少子化というのは、今は全国的に起こってるって言われていますよね。とりわけ吸引している東京圏で少子化が起こっているということをおっしゃっていただけますよね。そのことにも、町長触れられたんですよ。その原因は、若い者が結婚して子供を産む状況に至っていない、これも出ましたよね。これも一致するところではないかと思うんですよ。南部町でどのような政策をつくっていくかというところでのヒントになると思うんですね。全国的に、地方だけではなくて地方から人を呼んでいる東京が少子化に陥っているのだと。この原因は何かというと、若い世代が結婚して子供をつくっていただけるような、産み育てていけるような労働環境が十分ではないことなんだと、これは一致しますよね。

とすれば、町長、私が聞きたいのは、そこまで原因がわかっているのだからそこに手を打つことが一番求められるのと違うんでしょうか。いろいろ言ってるけれども、国はどう言ってるかということ、今までの活性化策を反省せんといけんって石破大臣が言ったんですけども、言ってることは縦割りがいかんことだのばらまきがいかにとか、そういうことしか言っていないんですよ。本当にこの人口減少、少子化が東京圏内も含めて全国的に起こっている問題は何なのかっていうことは、町長は述べられたように、少子化の最大の要因は青年層が結婚して子供を産み育てられるような労働条件が破壊されてるんだということですよ。だとすれば、今、政府がやらんといけんことはそこなんじゃないでしょうか。少なくともそこまで、国はここまで言ってるのかな。もしそう言ってるのであれば、こういう施策は出てこないといけないと思うんですよ。まず1点、その点ね。

それと2つ目には、経済の衰退は何かっていったら、町長おっしゃったんですよ。経済の衰退は何かっていったら空洞化してきてるとおっしゃったんですよ、全部吸い込まれていっちゃって。とすれば、当然、そこに農林業が成り立たなければ、そこに働いて食べていくことができなければ出ていってしまいますよね。とりわけ、後にも譲りたいと思うんですけど、南部町とか米子圏内の周辺めぐった場合には、それまであった国鉄、王子、日立、ここの仕事がぐんと減った段階で兼業農業が成り立っていかないということも出てきて、都会に出ていくっていう現象が起こったわけですよ。この空洞化をつくったのは一体誰なんだろうかっていうことじゃない

でしょうか。

少なくとも多くの学者が言ってるの、町長も、地方創生賛否両論があると言ったのは、一番大きな理由は、そしたらこんなふうに少子化になってきた経済の衰退はどこに原因があるのかっていうことをつかめって言ってるんですよ。

町長、どうでしょうか、このことですね。少子化の最大の要因がわかってきたのであれば、そのためにするとすれば、若者の労働条件の抜本的な改善を全国的にするということが一番ではないかっていうことについてはどうお考えかっていうことと、2つ目の、地域産業の衰退はどこから来たのか。これはもう少し言えば、私は、取り組む首長たちが、いい悪いは別としておかないといけないのは、これまで農産物の輸入自由化の問題、それから、大店法の撤廃で地域や地方の商店が潰れていったという問題、今で言えばTPPですよ。多くの住民や地方の人が盛り上がっていないのは国の地方創生が本当なのかと思っているんですよ。原因をつくってきておいてその原因を直すどころか、それを進めながら一方で地方創生はあり得ないのではないかっていう点について、先ほどの2点の面からどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。原因をつくっておいて、その地方創生を語るとは何事かということですけども、もしもそこに原因があるならば余計に地方創生やらんといけんのではないのでしょうか。批判をしておってもなかなか改善できんと思いますよ。

それから、若者の労働条件を改善するというようなことは、全国的にこれは結構なことだろうと思います。ただ、労働条件だけ改善してもこれはうまくいかなのではないかと思いますよ。結局働く場がなければ労働条件もないわけですから、そういう人や町や仕事、これが総合的にうまく循環するというか連関するというか、そういうことがなって初めて解決する問題ではないでしょうか。

それから、地方衰退の原因ということもおっしゃいましたけれども、これも企業が外国へ出ていくという、その当時は安い労働力を求めて出るというようなことが言われておりました。我が国の労働者の賃金が天井に近づいておる、もうこれではグローバル化の中で競争ができんのだというようなことを理由にして、多くの企業が安い労働力を求めて中国だとか、あるいは東南アジアだとか、そういうところにどんどん進出する、国内の産業の空洞化が起きた、こういうことになってきたというように思っております。ところが今また時代が少し進んで、そういう地域の賃金もどんどん上がっていきますし、また別な場所へもっと安いところを目がけて移転をするというようなこと、あるいは国内回帰を目指す動きもあるわけでありまして。したがって、これを何

とかすれば逆に解決するんだというようなことはなかなか難しいのではないかと考えております。今はこういう形で地方に大きく目が向けられたということは、私は、それはそれで結構なことではないかというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私、批判してるのではなくって、少なくとも分析と原因が要るのではないかということです。そこをつかんだ上で次の戦略をつくっていかなければ、どう考えたって本当の手を打てないのではないかっていうことを、自分とこの町の中でも考えていけない姿勢だというところで指摘しておきたいということです。

ちなみに、全国では少子化の原因が労働条件の悪化だということで、市町村単位では、比較的財政の豊かなところでは、いわゆる非正規雇用を公務現場からなくしていく問題、最賃については地元をお願いして底上げをしてきているような手だてを打ってきているということも出てきているわけなんですよ。そういう意味でいえば、どこが問題かというのがわかれば、うちの町での手の打ち方っていうこともその辺が一つのヒントになるのではないかとということで指摘しておきたいということです。

次、町長は私にいみじくも言われたのは、今回、特徴は拠点のあり方だって言ったんですよ。拠点のあり方、小さな拠点をつくって地域のサービスを集約していく問題と、広域連携って言われたんですよ。これが町長、今、この地方創生で心配されてる大きな柱の1つですよ。いわゆる地方版総合戦略のときにもそうですけれども、地方中枢拠点都市圏構想っていうのに結びついていくのではないかとという点ですね。

その前に一言、これも言うておくのは、道州制にはいかないって言うてるんですけども、昨年、5月15日、第31次地方制度調査会の経団連の副会長が、三菱UFJ銀行の特別顧問だそうなんですけども、この方が道州制の推進委員長に加わったときに、この地方創生の話が行き着けば自然に道州制の議論になる。委員としては道州制に理解を深めている者ばかりだ。その拠点になってくるのが、次に言う地方中枢拠点都市圏だって言うてるんですよ。

私は正直言って、これを読んでなかなか、片やTPPと言いながら、片や地方交付税なくしながら、どうして本当に地方創生って言うてるのかってところの、目玉がどこにあるのかって、目が覚めた感じがしたんですよ。だからといって全部だめだって言ったわけではないんですよ、有効にお金を使えばいいと思うんですけども。

ここですね、町長は、ダム機能として拠点のあり方を理解してるっていうんですけども、町長がおっしゃっている小さな拠点づくりで、例えば今回、南部町では上長田に500万出して公民

館を改修するっていいですよ。ところが町から出された資料とか国の資料を見たら、小さな拠点ってどういうところを言うかっていったら、合併したところの元市役所のあったところなんですよ、そうですよね。とてもじゃないが、今、国がやろうとしていることは、地方の拠点都市というのは全国の66でしたっけ、おおむね20万以上のところを中間拠点都市に定めて、それをダム機能として人口流出しないやり方しようというので、そこに新しい交付税を出していこうっていうことを言ってるわけですよ。

ここです、町長、私は町長がつくられた自治体連合を見ましたけど、やはり地域連携とこの集中のことも書かれているんですよ。こういう言い方して申しわけないんですけど、町長は、地方中枢拠点都市圏構想が道州制とは関係なく人口20万都市に集中させていって、集中と連携をしているのだという私の指摘に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういうことを経団連のお偉いさんがおっしゃったかもわかりませんが、私の頭には全くございません。地方創生をどんどんやればその行き先は道州制にあるというようなことを考えてやっているわけではございません。

それから、小さな拠点というのは、いわゆるダム機能というのは全国の人口集中とそれから過疎という、衰退というものを分析していく中で、地方の特定の市などに1回人口がそこでとどまると、ダムの機能を果たしているというようなところに着目をして言われたことであって、これを地方拠点都市とか、いろんな言い方で言うておるようですが、そういう機能を果たしているところに着目をして、結局そこからさらにまた東京のほうに出かけていかないように工夫せんといけんという意味合いに捉えております。

ですから、いろんな言い方がしてありますけれども、私の考えておる地域連携は、例えばこのたび誘致企業があったときに、どこの町からも通勤圏にあるので、みんなで鳥取県西部に誘致を勧誘しようやというこういう取り組みですね、こういうことを地域連携というぐあいに私は捉えております。

それから、観光の施策なんかでは、やっぱり鳥取だけではどうしても。特にこの西部は島根県なんかと連携せんとなかなか成果が上がらんということがあろうと思います。したがって、そういう意味での県と県の連携とか、そういうあんまり大きくない連携を考えておりますので、真壁議員の御質問からはちょっと離れるかもわかりませんが、私の連携はそういう考え方で。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そこなんです。これ私の意見ではなくって政府から出ている文章

がどういうことかということ、例えば、近くでいえば鳥取大学の藤田安一教授、京都大学の岡田教授が言っていることなんです。それではなくって、ちょっといいか悪いか別として片山善博前知事がいますよね。知事はこの地方創生のことをどう言ったかということ、こういうふうに書いているんですね。彼の言葉ですよ。詐欺にあったらいけないぞと、例えば3回目だっていうんです、これが。1つ目は、バブル崩壊後、多くの自治体が地方交付税の大盤振る舞いといって、政府の還元のって身の丈を超えた公共事業をやってきて、後で財政危機に陥ったことがあると。2つ目は、平成の大合併を上げているんですよ。今回の消滅自治体の中に、あのときに合併しなければ町がなくなるといって合併した町が含まれてるじゃないかって言ってるんですよ。そこが今、消滅自治体と言われてまた追い込まれようとしていると。二の舞、三の舞になるんじゃないぞっていうことを日本記者クラブで、そういう講演をしているそうなんですよ。

私もどちらかといえば、彼の言い方のほうが今回の分に当たってるのではないかなと思うんです。そこで私は、町長が自治体連合を立ち上げたとおっしゃるので、自治体連合の呼びかけを読ませてもらったんですけども、それには触れていらっしゃらないけども、やっぱり地域連携と書いてありますよね、やはり効率的な再編進めていくんだということも言ってるわけなんです。町長はその言葉では使っていらっしゃらないと言いますが、政府とすれば20万の拠点都市をつかって、そこに地方交付税をたくさん持っていくんだって言ってるんですよ。現に1.5兆円の地方創生のお金の3分の1は2月補正でしましたけども、あと1兆円はどこに使うんでしょうか。

それと、今後聞きたいと思うのは、町が総合戦略を立てたとして、その財源保障というのはどこにあるんですか。地方交付税で賄うのであれば国の言うことを聞かなくとも、みずからそれなりの計画を立てればいいことやと思うんですよ。そういうところで国がどうしてきているかということ、町長はそうじゃないと言いますが、もう動いているんですよ。地方交付税の加算するところ、地方の都道府県所在地を含めて61に決めてそれを今度ふるってくるわけですよ。もう2015年からは、盛岡市とか姫路市をモデルにしてそれをやろうとしてきてるんですよ。

何かというと、次の国家戦略特区の中の地方創生特区に合わせてこうしている。この近くでは、例えば兵庫県の養父市ですよ。どういうことをやるかということ、農業で特区で、農協と農業委員会の規制緩和ですよ。それを取っ払って営利企業が入ってくる農業をしようということで養父市が手を挙げた。ここに金を出そうじゃないかって言ってるわけなんです。この3月にもあと33手を挙げてうちの地域に、石破大臣言いましたよね、これを決めると。ここにこれ見たことかといってお金出すわけなんです。

とすれば、町長、私たちの置かれている南部町は、この中間、町長がダム機能だと言ってますけども、南部町はダムになり得ません、ダムの最前線になり得ませんよね。ここでなるとすれば鳥取県では鳥取市か米子市ですよ。全国の3つの拠点というのは東京、大阪、福岡で、ここを拠点にするって言ってますからね。とすれば南部町は、町長が幾ら小さな拠点とつくっても、小さな拠点のそのものが南部町になりかねないようなことがこの地方創生の動きの中でやられてきているのではないかという、こういう視点を国が言ってるんですから、私は首長としては持っておかなければ、いいぞ、いいぞとやった結果が道州制と拠点都市へ米子へ集中することの地ならしであったということになりかねないという指摘について、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。現にそういうことを言っている人もいるわけですから、あながち否定はしませんけれども、私の考えておる地方創生は全くそういうことではないわけでありまして、少なくとも道州制と、あるいはいろいろ書いてありますけれども、道州制や連携中枢都市圏ですか、そういう高度な国策的な話には全く寄らない、そういうところからは発出してない地方創生というぐあいに御理解をいただいております。

養父市の例をおっしゃいましたけれども、全国一律の法律で縛っていますから、この際ちょっと今までいろいろ難しいことを言って、できなかったことをやらせてみようというのは少しぐらいあってもいいのではないかと思います。それぞれの地域の実情がありますから、この地方創生という1つの地方が元気を出して知恵を出してやってみたいといっているわけだから、特区構想などを使って、制度などを使って、じゃあ、やってみなさいというぐらいのところであって、これが全部うまくいくとも限らないし、それから、うまく仮にいきても、うまくいかないところもあると思うわけです。ですから全国的なこれが流れだとか、そういうことにはならんと思います。特徴的なことではありますけれども、そうかといってこれをもって全部がこうなるんだというようなことにはならんのではないかと考えております。もうちょっと緩やかに受けとめて見ていけばいいのではないかと考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そこで町長、町長もお認めになられたように、こういう動きがあるっていうことはお認めになりましたよね。私が心配してるのは、天下、国家のことを大げさに言ってるんじゃないかって、これから来る交付税やお金が、向こうに、拠点都市とか特区に集中したらお金が来なくなるから困るから言ってるんですよ。

地方財政かて算定がえで、本来9,500億円が欲しいっていいよったのが7割の6,700億円

に抑えられたけど出るんですよ。でも、実際交付税を抑えようとすることに変わらないじゃないですか。そういうところで、今度は堂々と特区にかかったとこと拠点都市にお金出すんだと言ってる。そしたら当然として、拠点から外れたところはお金がなくなっていくのではないかっていうことなんです。だから、少なくとも人口減少に立ち向かう自治体連合はそういうことのないように、まず最初に財源問題として交付税をしっかりと出してほしい、出すべきだということを書いてほしいとうなずいておられますよね。と同時に、道州制は安易に結びつけるなど。もう一つ、TPPですよ。多くの町村を考えたことがあれば本当に地方創生というのではそういうことに道を開くなど。ここを見ながら本当に地方創生に国がやろうかどうかというところを見きわめながら、この地方創生の取り組みをしていってほしいと思うんです。

それで、とりわけ自治体連合の世話人なさっている町長は責任が重いと思うんですよ。石破さんとか来ているんだけど、本当のことを言わないじゃないですか。ごめんなさい、挨拶に来てるけど、そういうことを言わないでいいことばかり言ってるけれども、これは見きわめていく責任があると思いますので、ぜひともそういうことをいろんな方々からお聞きになられて、そういうところを歯どめかけながら、本当に大事にするというのであれば地方交付税と地域の自主性を尊重しろと、そういうことを書いていただきたいということで意見が一致したと思いますので、次に行きたいと思います。

次に、町の地方創生の分については景山議員が言いましたので、私はとりわけ言いませんが、1つだけです。5年間の計画の財源保障はあるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。財源保障という形で約束したものはありません。

○議員（13番 真壁 容子君） ああ、それだけ。

○副町長（陶山 清孝君） それだけです。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 財源保障のないところに補正予算使って計画立てていって、住民に公募して200万かけてするんですよ。言ってみればこれが本地方創生かと思っちゃいますよね。好きにさせろって本当思いますよね、そう思いませんか。まして財源ないんですよ。言ってみたら、ほぼ皆さんが冷静に考えてるのは、恐らく地方交付税の範囲で今までできることしかできないだろうと多くの方が思ってるんですよ。ということは、国の言うこともほどほどにしながら、自分とこの町は国から来るお金をどう有効に使おうかということ、まず考えたことのほうが一番いいのかもしれないですね。財源がないというのよくわかりました。財源ないところでど

のような取り組みをするのかということも含めて考えていかないとはいけません。ほとんど地方交付税でやっちゃうわけですか。また、ここで聞きますね、財源がないところに取り組むということです。

南部町での分はちょっと、時間があったら次しますので、次に、社会保障の問題に行かせてください。

町長は、社会保障は住民に安心を与えるものと言いましたが、今、住民に安心を与えるものになっていないから心配しているのです。とりわけ今回は、社会保障のためと言いながら消費税8兆円上げたんだけど、社会保障費は、自然増は、これは私、政府の関係文書見たら、自然増というのは1年間で8,300億円ぐらいだそうですよ。それに使うのかと思ったら今回はそこまで行ってないわけですね。町長がどなたかの答弁で言っておられたように、社会保障費はふえているんだと。1兆121億円ふえたそうですけれども、少なくともこの中で、自然増分で使っているのは3,060億円だけだと。言ってみたら、5,000億円ぐらいもう切っちゃっているわけですね。極端なことを言えば、5,000億円をもとどおりにしておいてくれいしたら、私がここで質問してとやかく言うこともないですよ、従来どおり行ってますからね。要は、自然増を下げようということで、自然増を削減する中でさまざまな制度を変えていけるわけですね、介護保険の問題とか。

そこで町長は、言ってみたら、社会に安心を与えるものだというけれども、私は首長とすれば、自然増分についてはふやしていくべきだということを国に言わないといけないと思いませんか。

社会保障費の自然増をふやして行って国に言うべきではないか。

○町長（坂本 昭文君） ふやして行ってという部分がどういう……。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。自然増をふやしていく……。自然増というのは、これは意図せざるところでどンドンふえていくものだと思っておりますので、ふやしていけとかふやしていくとか言わなくても自動的にふえていくというぐあいに思っております。

平成27年度の予算で社会保障の充実がうたっております。消費税、地方消費税の引き上げに伴う社会保障の充実分の所要額を計上ということで1兆3,517億円計上してございます。

それから、社会保障4経費の公経済負担分として3,537億円ということですから、みんなで1兆7,000億円程度の消費税、地方消費税が引き上げた分をそこへ充てておるという予算になっておるようであります。

それから、先ほどの5年間の地方創生関係の財源は確保されるのかということでもありますけれ

ども、特に何々補助金をつくるというようなことではなくて、地方が地方創生に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるように、平成27年度においては地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保してあります。いわゆる、まち・ひと・しごと創生事業費の創設がなされております。これは1兆円ほどあるわけですが、現在の歳出を振りかえたものが0.5兆円、それから、地域の元気創造事業費の全額、歳出特別枠として新規の財源確保を5,000億円やっておるわけであり、合計1兆円でございます。このような手だてを講じて、地方版の総合戦略を応援していこうという国の地方財政対策がなされておるということであります。

この地方財政対策をするのに当たって、今回非常に指摘が少ないわけですが、長い間我々が言ってきました交付税の原資となる所得税だとか、あるいは酒税だとか、そういうものの配分比率が大幅に見直されまして、大幅かどうかわかりませんが、見直された。そして、その結果として約900億円ぐらい地方へ回る財源がふえておると、こういうことになっております。本当にこれ長い間言い続けてきたことなので、もう本当にわずかではないかもわかりませんが、大きな前進があったと、このように私は思っております。

そういうことで、国も自分が打ち出した政策の裏づけを財源的にしていこうという対応しておりますので、御心配ないよというものが私の答弁であります。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 心配しないとすれば、地方交付税が確かに入るってことが国が言えば心配しませんが、そこ言ってないんですね。残念ながら今回2月補正分しか明らかにしていないところを見れば、地方交付税がどのような割り振りで来るかという点についても十分監視しておかなきゃいけないのではないかと、これを指摘しておきたいと思っております。

その次の社会保障なんですけども、町長はたくさんお金があるっていうんだけど、消費税の増税分8兆円、社会保障のためというけど、町長はいみじくもいった1.8兆円しか社会保障に使っていない。そのうち、社会保障関係費っていうんですね、ほかの分にも入っててそのうち、そしたら自然増っていうのは高齢者がふえるから自然増になってくるんですね。その方々、その分を見ていけばいいんだけど、本来見ていかなきゃいけないところを見ていないから余計に大変なこと起こってきてるんだという指摘で、そこをふやしてくれということをお願いということを言ったんです。

次に、ちょっと飛ばしてですね、国保税の負担軽減を求めます。高い理由で、一つはですね、高い理由はお認めになられた。法定軽減を2014年度500億円投入したことによる町での国

保税が引き下がったということについては軽減があったということ、これは住民も認めているところなんです。ということは一番は国からお金が入ったら、一番早く国保税引き下げられるっていうのはよくわかりましたよね。ということになれば、町長には国庫負担をふやすことを求めているほしい。特に全国では中間所得200万円から300万円の所得の人についても軽減策がとれるような拡充策をとるべきだっていうところを上げているわけですよ。それについて声を上げてほしいということ。

それから、条例減免をしてほしい。全国的には所得激減、低所得、障がい、母子、高齢者、例えば大阪府の四条畷なんかでは、借金をしてるという理由でも減免の対象にすると、そういうことをして軽減策をとってるところもあるので、この減免、条例、減免条例をつくるべきではないかという点についてどうお答えか。

次、3つ言いますね、3つ目、基金繰り入れで賦課限度額下げてほしい。この基金で一つというのは、広域化の問題もある、広域化になったときには、基金がどうなるのかということでは国も言うてるん違いますか、もう基金なくしてもいいよって。であればとにかく、基金を吐き出してでも30年までの国保を一本化する前に国保税を下げる準備をしておくべきではないかということですね。

もう一つは、一般会計からの基金の繰り入れは考えられないっていうことなんですけども、国民健康保険中央会が運営協議会委員のために国民健康保険必携に書かれていることがあります。ちょっとそれを読みますので、ちょっと町長どう考えたかお答えくださいね。

こういうふうに書いてあります。要はね、町でやってるすこやか等の建物については、一般財源化すべきだということ言ってるんですよ。国民健康保険事業は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではない。一般の福祉行政と多分に重複したり、協働して行ったりする面があるわけです。そこでも、その部分の事業実施の経理、国民健康保険事業独自の財源である保険料や国庫負担のみで賄えるということは、負担の公平という見地からどうかと考えられる部分はあるのです。この面では必要に応じて、財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか。これはね、国保中央会が言ってるんですよ。そういうことに基づいて、例えば南部町の場合はすこやかの運営経費を国保会計から外して、一般会計から見ていく、保健師も一般会計から見ていく、十分可能ではないか、この3つの点についてどのようにお答えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、岡田厚美君。

○税務課長（岡田 厚美君） 税務課長です。減免条例の関係についてお答えします。

今、南部町では国保税の減免要綱ってというのがございます。それと、所得が激減したときのということで、国の制度として雇いどめ等に対する減免ってというのがございます。

それで、今、議員さんのほうから言われた申請に基づく減免という南部町の要綱と、それから、議員さんのほうで御指摘のあったほかの市、自治体での条例について、きょう初めて聞きましたので、また検討はしてみたいと思いますが、ただ、うちの申請減免についてはうちの要綱なりで対応できる部分も多々あると思いますので、そういう今現在ある条例、要綱で対応できるところは対応していきたいというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国保の問題については長い間この議論をしてきておるわけございまして、あらゆる角度から御指摘もいただき、それぞれに答弁もしてきているわけですけども、基本的なことはやっぱり構造問題を抱えているので、そういう構造を押しつけているその国の責任というものを、私は強く求めていかなければいけないということが第一点にあります。まあ、そういう保険を市町村にやらせているわけですから、国がしっかり補填すべきだというぐあいに考えております。それから、そうはいつでもですね、そういう与えられた条件の中で、どこも保険事業をやっているわけですから、やっぱりルールに従ってやりたいと思っております。

ルールに従って行いたいということでもあります。ですから、法的に許されることについては、遠慮なしにやればいいし、それから、気がつかんこともありますから言っていただければいいのではないかと考えております。ただ、ルールに基づいてやるということでもあります。そのルールの1つに、やっぱり安易な一般会計からの繰り出しというものは禁じられております。そういうルールがありますから、従来から一般会計からの繰り出しということについては否定的な回答しかしてこなかったわけでもあります。

全国的に見れば、3,500億ぐらいですか、3,000億円ちょっと、いわゆるその法定外繰り入れというもので、国保会計が成り立ってるんですよ、全国のトータルで言えば。ちょっと待ってください。失礼しました。法定外の一般会計繰り入れが約3,500億円ございます。医療費総額1兆5,000億円の中で、3,500億円の法定外繰り入れをやっておる自治体があるわけで、保険者があるわけでもあります。それぞれにその事情があって、そういうことをすんと言われても、せんとやれんからやっておられるのだというように思うわけですが、いついかなるときに南部町の国保がそういう勉強したわけではないけれども、やむにやまれずやらなければいけない可能性が起きないとも限らんと、このように思っております。したがって、全面的に絶対しな

いということでは私は言い切ることはできんと思っておりますが、相当程度の理由がなければ法定外繰り入れというようなことは難しいというように思っております。

基金にしてもしかりであります。基金を積んで、それをちゃんとその繰り入れ、大変なときに繰り入れていくというのはこれは非常に結構な話だと思いますけれども、その原資となる保険税というものが医療費の支払いに手いっぱいでありまして、なかなかこれは難しいことでもあります。

それから、すこやかの一部運営経費をとおっしゃいました。これも1つのいよいよやらなければいけないときには、こういうことも1つの方便になるのではないかと思っておりますけれども、根本的な話ではないわけですね。それから国保の、例えば、事務をつかさどっておる職員の人件費、これなんかも全部見てないわけですから、もういろんなところで非合法的なことを見えないところでやっておるわけでありまして。そういういろんなことをしながら、国保を何とか支えておるわけですので、そのあたりの努力も御理解をいただいておりますというように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 時間がないので、その1つ、町長、ルールがあったらするって言ってますが、先ほど国保連合中央会を例えば国庫負担のみで賄えるのはすこやかとかね、例えば国保カレンダー出してますよね。全世帯に配っている、こういうものをするのは不公平があるんじゃないかって言ってるんです。だから、それについては一般財源投入することはあり得ることだっていうことを言ってるっていうことなんです。だから、そういう意味でいえば、私はせっぱ詰まったのではなくて、公平性をいつも言っておられるから、その分については国保会計から外して、賦課を決めるべきだということを指摘しておきたいということ。

それと最後に、医療費の一部のことですけれども、これはどう言ってるかということ、未収金問題で、厚生労働省がどう言ったかということ、2008年の7月に医療機関の未収金問題に関する検討会報告書では生活困窮と悪質滞納が未収金の主な原因だけでも、生活困窮については国民健康保険一部負担金減免制度の適切な利用により一定程度の防止が可能っていうことで、多くの自治体が踏み込んできているわけですよ。ということになれば、私はこれつくる必要があると思うんですよ。町内でも西伯病院で行っておられて、分納しながら自分の負担金を払っていらっしゃる方いらっしゃるわけなんですよ。そういうことを考えたら、少なくとも今、住民の暮らしというのは、非常に厳しくなっています。それは介護保険のアンケートでも明らかでしたよね。今、本当に地方が大事だというのであれば、地方に住む人たちの暮らしを守るための手を尽くすことが町の仕事ではないかと思うのですよ。そういう点でいえば、あらゆる知恵を使ってルール違反にならないような、もしかしたらルール違反なるかもしれない、ならんような手だてをあらゆる手

を使って住民の暮らしを守るということを……。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、時間になりました。

○議員（13番 真壁 容子君） 求めたいと思います。

○議員（13番 真壁 容子君） まとめてください。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの件について、2つの件についての答弁を聞きたいと思  
います。

○議長（秦 伊知郎君） どなたに求めますか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 暮らしを守るということが行政の仕事だということでございまして、そ  
の件については、全く同じ考え方であります。そのために、役場も存在しているというように思  
うわけですから、これは至極当然なことでもあります。

さっきちょっと申し上げましたけれども、一定のその法とか制度とかのルールの中で行うこと  
については、全くそのちゅうちょするものではございませんけれども、そういう法だとか制度の  
外れて、例えば3割負担を2割負担でしまうというようなことは全く考えておりません。そうい  
うことまでして、町民の暮らしを救うというのではなくて、そういうルールのもとでどうしても  
できない人は別な手段で救うということでありまして、その制度を根本的に変えるというような  
発想はございませんので、御理解をしておいていただきたいと思ひます。

それから、生活困窮の関係はさっき税務課長が言いましたけれども、よほど相談に乗って懇ろ  
に分納だとか、それからさまざまなその制度を教えてさしあげて、そして払いやすい仕組み、対  
応を図っておるということでもあります。あんまり御心配なくてもいいのではないかと感じており  
ます。

それから、病院管理者がおっしゃいましたけれども、中には払いたくないちゅうというよう  
なこともある。ですから、そういうことに制度を曲げて3割負担を2割にすれば、そういう人は  
余計増長をするというように思ひます。悪用する人もある。

○議員（13番 真壁 容子君） そういうこと言ってないのに。

○町長（坂本 昭文君） 言ってないかもわからんけれども。ちょうどあなたの御質問にまともに  
答えられんかもわかりませんが、総合的に話を聞いて御理解いただきたいと思ひます。

そういうことで、やっぱりその共産党の議員さんが貧しい人や弱者に絶えず光を当てるような  
立場で御質問なさったり、御意見を言っていたとということについては、これは敬意を表する  
わけでありましてけれども、財源の問題や制度や仕組みや、そういうさまざまな決まり事があるわ

けですから、私はそういう決まり事の中でベストを尽くすという考え方でございますので、まともにも答えてないだかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、13番、真壁容子君の質問終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は2時40分です。

午後2時23分休憩

午後2時41分再開

○議長（秦 伊知郎君） 時間になりましたので、再開したいと思います。

9番、細田元教君の質問を許します。

細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今回の議会で最後の質問をさせていただきます。1回飛ばすと緊張をしておりますが、3点について伺いたいと思ひます。

1つは、財政問題についてでございます。これについては、皆さん御存じのように合併して10年過ぎましたところ、そこから交付税がだんだんと減額されてまいる、国の施策で合併特例債が5年間延長になったとマスコミに報道されておりますが、このような状態で我が町の財政が今後どうなるんだろうとは大変心配しております、3点について御質問させていただきます。

ことしのこれに伴う本町での影響はあるのか、またあるならいかほどであってどのように対応されるのか、また、合併特例債が5年間延長になりました。この使用方法、使い道ですね、これについてももらった資料の中には書いてありましたが、あれを1つ説明していただきたいと思ひます。

続きまして、地方創生についてですが、今回の一般質問にも9人うち、私を含めて5名の方がこの地方創生について質問されました。また今回の27年度予算にも、町長は四文字熟語で地方創生元年予算であると明言されました。このようにいろいろな方が地方創生について、いろいろな角度から質問されまして、私が最後のトリでございまして、それらを含めていろいろ聞きたいと思ひます。

1つは、今の質問の中でいろいろ聞きましたら、5年間の計画を立てる、それを8月中に立てて国に報告してそこでまた予算がおりると思ひますが、たった5年で地方創生がうまくいくわけがないと思ひしております。これについて、担当課はこれが中期的、長期的にどのように考えておいでなのか、何でも物事ではすぐできること、中期的に考えなきゃいけない、また長期的に

考えたことをやらなきゃいけないというのが道理だと思いますが、この地方創生についてもこのような考えでやっておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

最後の3点目は、地域包括ケアシステムについてでございます。今度の国の政策で社会保障の中で地域包括ケアシステムというのは大事な位置を占めております。27年度からこういうことが始まる、国は自治体に地域包括ケアシステムをつくり、地域で医療と福祉の連携をするように言っておりますが、我が町ではこの具体的な取り組みをどのように進めておられるのかお聞きしたい。

それと同じように、あいのわ銀行との連携です。あいのわ銀行が今までボランティア制度として、坂本町長が町長に就任されてからボランティア組織としてずっと今日までやっておりましたが、今回それが条例改正で有償ボランティア、点数じゃなし、有償ボランティアに衣がえしております。また、あいのわ銀行は、衰退した1つの大きな要因は平成12年に介護保険制度が始まって、そういうボランティアでやっていたのが全部介護保険に絡んでしまったと、それでそういうボランティアができなくなったと、それと同時に地域のコミュニティーが少しが緩んだ傾向がございますが、このあいのわ銀行が地域包括ケアシステムとのどのような関連で構築されるのかお聞きしたいと思います。

それと介護保険が平成27年度から大きく改正されました。大きな目玉は要支援1、2は地域総合支援事業に変わると、財源は介護保険から出ますが、南部広域連合から財源は3%だったと思います。それが出てまいります。それを財源にして地域総合支援事業に変わります。これと地域包括ケアシステムとの関連はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

どうしてもまた、次ですが、地域包括ケアシステムをつくる上には我が町が7つの地域振興協議会を持っております。これとの連携またこの関連での、私はこれを地域包括ケアシステムを成功させるか充実させるためには、重要な位置になろうと思いますが、それについてはどのようにお考えを持っておられるのか、壇上からでございますがお聞きいたしたいと思います。

再質問は、発言席から答弁をお聞きしましての中から再質問させていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしております。

まず、財政問題について、ことしの本町での影響はあるのかということでございます。普通交付税について、合併した町村においては当分の間、旧町単位で算定した額を合わせて交付されることとなっております。これは議員、御承知のように新町一本で交付税算定を行いますと旧町で

個々に算定した額の合計から大幅に減少します。合併に伴い、臨時に増加する行政に要する経費が不足することから、これに対応するための措置として合併後10年間について有利な交付税措置を行うものでございます。

南部町においては平成27年度からは、合併算定がえによる増加分を段階的に縮減する期間に入り、平成31年度で適用期間が終了、平成32年度からは南部町の本来の姿で算定、これを一本算定と言います。本来の姿で算定した交付税額となるわけであります。

では、どのように減少するのかということですが、合併算定がえによる増加分は年度によって変動するため、あくまで参考数字としてですが、交付税額の確定した平成26年度で試算しますと、平成26年度では合併算定がえによる増加分は4億7,650万6,000円となっております。この増加分が平成27年度には1割の減、平成28年度以降はさらに2割ずつ減少していき、32年度にはゼロとなります。

これによりますと、平成27年度においては約5,000万円の減額となる見通しですが、地方創生における全国での1兆円の増加配分があり、当町への影響額を1,000万と見込み、差し引き4,000万円の減と見込んでるところです。しかしながら、総務省は平成26年度以降、合併算定がえの期限が切れる地方自治体が急増するため、激変緩和を目的に平成の大合併により市町村の面積が拡大するなど、その姿が大きく変化した実情を踏まえた交付税算定をするため、合併時には想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映するとしています。

平成26年度以降、5年間程度の期間で見直しを行うこととしており、項目については1つ、支所に要する経費の算定、2つ、人口密度による需要の見直し、3つ、標準団体の面積の見直し、単位費用に反映することにしております。これによりますと、今まで合併市町村に配分されていた特例分、9,500億円のうち約7割に当たる6,700億円程度は確保するとしており、見直しによる増加分と、合併算定がえの差を同様に5年間かけて減額するとしております。幾ら財政措置がなされるとはいえ、個々の市町村によってその影響額は異なり、7割が約束されたものではございません。そのため、今後についても引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

次に、今後本町での対応を伺うとの御質問です。これにつきましては合併当初より10年後を見据えた財政運営に取り組んでまいりました。具体的には行政改革の推進による事業の見直し、職員数の適正化、起債残高の減少に向けた取り組み、有利な補助金、交付金の活用、基金への積極的な積み立てなどを行ってきたところです。これにより後年における交付税措置と基金と合わせた額は、起債残高を上回ることとなり、1つの大きな目標が達成されたと思っております。

しかしながら、主な公共施設の多くが老朽化し、これからはその対応に多くの資金が必要とな

ってくることは避けて通れない事実であります。施設については、廃止を含めた延命化などの検討を行い、必要なものへの投資は行いながら財政の支出を最小限にとどめていく取り組みをしてまいります。また、行政改革についても、より一層取り組み対応していこうと考えているところ です。

次に、合併特例債の活用方法を伺うとの御質問です。合併特例債については合併後10年間に おいて、有利な起債としての発行が認められており、南部町におけるその発行額は建設事業分4 4億1,510万円、基金造成分9億9,950万円の合計54億1,460万円となっております。平成26年度の発行予定額を含めた現在までの発行額は、29億4,210万円であり、残る起債 発行額は24億7,250万円であります。御質問の活用方法については、今議会において審議い ただきますまちづくり計画に係る事業に適切に充当し活用していくものであります。

合併特例債の充当には、まちづくり計画に盛り込まれていることが要件であり、このたびの変 更を行うことで今後5年間の特例債充当が認められることとなります。まちづくり計画において は、個別具体的な事業を載せてはおりませんが、今後5年間に想定されるであろう事業に対応が 可能なように文面で読み取れるように記載させていただいているところです。

差し当たり27年度においては、西伯小学校プール改築事業に1億5,440万円、CATV施 設整備事業に3,930万円、水道統合事業に5,500万円、法勝寺電車展示場整備事業に1,43 0万円など、3億1,270万円を充当する予定としております。今後については南部町公民館さ いはく分館整備事業、クリーンセンター基幹改良事業などに充当を考えているところでありま す。

いずれにいたしましても、この延長された5年間で有効な活用について、今後御協議をいた しながら事業実施に活用していきたいと考えているところでございますので、よろしく願ひし ます。

次に、地方創生についてでございます。南部町の地方創生について、短期・中期・長期でどう いう取り組みを行っていくのかというお尋ねでございます。国の長期ビジョンによりますと、地 方創生の取り組みは地方に仕事人が呼び、人が仕事を呼び込む、好循環を確立することで、地 方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える町に活力を取り戻し、人々が安心し て生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務であります。つまり、 「まち・ひと・しごと」を構成する各政策はばらばらではなく、一体的に取り組んでいくことで 効果が出てくるものであると認識をしております。もちろん成果についてはすぐにあらわれるも のもあれば、時間のかかるものもあると思いますが、時間のかかるものもやはり今から布石を打 っておかなければ、いわゆる好循環は確立されません。

したがって、何に今取り組んで、何に中長期に取り組むかということではなく、「まち・ひと・しごと」にかかる各政策を今から一体的に取り組んでいかなければならないと認識をしております。

例えば少子化対策に向けた取り組みは待ったなしの課題であると思います。国の長期ビジョンでも言っておりますが、人口減少に歯どめをかけるには長い期間を要します。今後施策が功を奏して出生率が向上しても、数十年間の出生数を決める親世代の人口は既に決まっているために、定常人口に達するには数十年を要することとあります。とはいえ、対策を早く講じて出生数が早く向上すればするほど将来人口に与える効果は大きく、試算によれば出生率の向上が5年おくれるごとに日本の将来の定常人口はおおむね300万人ずつ減少するとされており、したがって少子化対策、とりわけ出生率向上に結びつく取り組みはすぐにでも取り組むべきであると考えております。

とはいえ、そのほかの雇用対策、移住定住対策や地域活性化対策は後回しでいいかというところ決してそうではなくて、雇用対策をしっかり行うことで若者の経済基盤が安定して、少子化対策に結びつく面もありますし、地域にしっかり雇用を確保することで移住が促進され、東京一極集中の是正につながる面もございます。また地域を活性化し、魅力のある地域社会を創出することで若者が定着するということも言えます。このように地方創生の取り組みは、各政策が連携し、一体的に取り組まれることで相乗効果が発揮されるものであると考えております。

次に、地域包括ケアシステムについてでございます。9月に関連した質問をいただきましたが、再度私が考える南部町版地域包括ケアシステムについて説明をさせていただきます。

まず、地域包括ケアシステムの定義を日常生活圏域において、生活上の安全、安心、健康を確保するために医療、保健、福祉、介護、生活支援サービスなどがシームレスに過不足なく提供できる仕組みでフォーマルなサービスもインフォーマルなサービスも連携して、それを支えるものと位置づけるとしております。

そこでこのケアシステムを考える上の課題として、1つ、活動を展開する地域の範囲、2つ、サービス提供主体、3つ、包括するケアの内容が上げられます。まず活動を展開する地域の範囲ですが、集落を考えた場合に高齢化によるマンパワーの不足、縁が重なり利害が生じ、サービスの内容によっては提供するほうも依頼するほうも荷が重いことが予想されます。そうなればもう少し広い地域で行い、地域で手に余ることは町で、町でできないことは県でという補完性の原理を意識して取り組むことが肝要だと思います。

次に、サービス提供体制についてはシルバー人材センター、ボランティア団体、NPO地域振

興協議会、民間企業、社会福祉法人などが考えられます。がしかし、実際に活動する範囲を考えた場合、さきに申し上げたとおり、集落では荷が重いと考えますので、もう少し広い地域、すなわち地域振興協議会にその役割を担っていただきたいとの思いがございます。

現に、東西町地域振興協議会で西町の郷を運営され、要支援から要介護の方まで、昼間の居場所づくりを行っておられます。全国に先駆けての取り組みに敬意を表する次第です。平成27年度から県の運営費助成がなくなり、町単独で支援をする方針で当初予算を提案しておりますが、この活動が他の振興区にも発展していくようにと考えております。

次に、包括するケアの内容ですが、従来の制度を利用するフォーマルなサービスと新しく作り出すインフォーマルなサービスがあります。フォーマルなサービスとしては医療、介護保険、各種社会保障制度、福祉制度の従来の利用があります。これらは今までどおり利用されればよいと思います。インフォーマルなサービスは生活支援サービスとして、見守り、声かけ、話し相手、雪かき、雪おろし、通院、通学など、交通手段の確保、ごみ出し、家屋の補修など、自宅で暮らしていく上で必要な手助けが考えられます。このように活動を展開する地域の範囲、サービス提供して包括するケアの内容を考えた上で、現在の南部町でどこまでできているのかと問われたとき、まだまだシステムの構築中でございます。

御質問の本町での具体的取り組みとして、施設面では医療分野では西伯病院を初め、4つの診療所、介護施設面では町内に特別養護老人ホーム、ゆうらくがあり、町外の特養や老健施設など、南部町地域包括支援センターが入所、退所してからの在宅サービスや生活支援にかかるもののコーディネートを行っております。高齢者の地域包括ケアシステムは医療が中心で、それに介護などが付随して在宅は可能だと考えます。特に退院時に自宅で生活するための医療と介護の提供体制を南部町内のみでなく、西部圏域で構築していくことが重要と考えます。

また、介護分野では介護保険を利用していわゆるフォーマルなサービスを展開する事業所が、ケアマネジャーの立てたプランに沿ってサービスを提供しております。それとは別に、いわゆるインフォーマルなサービスとして、高齢者の居場所づくりをされている西町の郷があり、生活支援に特化したあいのお銀行が上げられます。ほかにシルバー人材センターも生活支援を行っております。子供たちの見守りといったケアについては、日常的に振興協議会が中心に行っている登下校時の見守り活動や、杉谷議員の御質問にあったなんぶスマートライフ・プロジェクト事業など、ICTを活用した事業にも取り組んでいます。

障がい者についても積極的な地域移行の取り組みとして、グループホームへの支援をしています。子育て世代については、26年4月から本格的な少子化対策事業の中でさまざまな事業を通

じて支援を行っています。このように高齢者に限らず、包括的に行うケアシステム構築に努力をしておりますけれども、まだ道半ばと考えております。

ここで2番目に御質問のあいのわ銀行との連携ですが、3番目の介護保険の総合支援事業との関係について、関連がありますので一緒にお答えしてまいります。

あいのわ銀行は、ボランティアをした時間が点数化されて蓄えられ、自分がサービスを受けたいときにその蓄えられた点数が使えるというシステムでありました。これを抜本的に見直し、支援者は毎年年度末に精算ができるようにしましたし、次の年に繰り越すこともでき、自分が生活支援サービスに使うこともできるようになりました。

見直しに伴い、今までたまった点数を本年中に商品券などで精算します。商品券は使っていた期間を6月から12月までの約7カ月間を予定しており、南部町商工会加盟店のうち、指定店で買い物をしていただけます。一度精算し、27年度から生活支援に特化して再スタートを切ります。ごみ出しとか買い物などの生活支援サービスを提供するあいのわ銀行を南部箕蚊屋広域連合が平成28年度から実施予定の総合支援事業と連動させて、町も介護予防日常生活支援事業として活用できると考えてはおりますが、具体的にあいのわ銀行をどう位置づけるのか、1年間をかけて検討してまいります。並行して南部町社会福祉協議会に運営を任せておりますが、連携してあいのわ銀行について町民皆様の理解を得るよう説明会を行い、一方で御協力いただける方々の研修も行う予定です。

それから、4番目の質問の各地域振興協議会との関係ですが、さきに申し上げたように活動展開する範囲は集落では荷が重過ぎるので、もう少し広い地域、すなわち地域振興協議会にお願いしたい思いがあると申しました。現に東西町地域振興協議会では西町の郷を運営していただいております。地域の実情に詳しく、より町民の方に身近な存在が振興協議会だと考えますので、介護予防教室などのほかにも身近なところで多くの方が集まってもらえる事業を実施していただけないかとも思っております。

平成27年2月、臨時議会で議決いただいた地方創生にかかる補正予算の中に、上長田公民館を改修して、高齢者の居場所づくりを計画しておりますように、地域によって実情が違いますので、地域振興協議会を初め、各関係機関と協議しながら地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりますと考えているところであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君の再質問を許します。

細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。順番に再質問させていただきたいと思

ます。

財政問題ですが、この当初予算見ますと、地方交付税が本年度27年度からこれはもう4,000万落ちてるんです。で予算立てておられます。それともう一つ気になるのは、それによっていろいろ立てられた予算がこれがなぜこういうこと言うかといいますと、この我が町の予算も歳出もですが、特に予算ですが、この地方交付税の占める割合が、たしか地方交付税の占める割合が4割、45%なんですね。そんだけ我が町で大きな歳入の中で、依存財源の中で、その中の自主財源が30%弱である、あと70%弱が依存財源で、その依存財源の中でその中で、恐らく45%が地方交付税で賄っておるという大きな財政構造でございます。それで、これが合併算定で一本算定になるとだんだんと減ってきて、ことしは4,000万、来年がその1.5倍、5,000か1億円近く、これでほんなら26年度も27年度も我が町の財政規模、予算規模ですね、約70億、ことしは68億何ぼ何がしですが、これがうまく回るのかと危惧します。その足らずまいをどうするかというと、基金から繰り入れて68億、70億の予算を組み立てる、国でいう国債を発行して穴埋めして運営するようなものですが、うちげの場合は、26年度ですら財源不足に最初当初予算に4億円から基金充当しております。27年度では4億1,300万を入れて予算を立てておると、この中でこういうことで本当に今後、大丈夫かなというのが危惧するところでございますが、一番大事なのは要は依存財源より実財源をふやさな、どうしてもいけません、この自主財源が約3割、これをもうちょっと5%でも10%でも伸ばせば、地方交付税が落ちてても何とかかなりそうだというような気がいたしますが、そうみやすうにはなりませんけども、このような考えというか政策とかは考えておられますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。南部町の交付税に依存する割合は、45.3%ということですが、これは今年度に限らず、毎年、予算的にはこういう予算を組んでおります。足りるところを基金で穴埋めをすると、最終的に精算、決算の段階でそこまでの基金の取り崩さなくてもよかったという、そういう予算の組み立ての仕方をしているわけです。

ですから、予算を提案しといてこんなことを言うのは何ですけど、これで最後まで行くということではないわけでありまして、できるだけその基金を取り崩さなくても済むように財政運営をしていくというのが私の基本的な考え方でございます。

それと、これだけその交付税に依存している財政状況を運営するには、やっぱり目いっぱい組んでしまいますと、これはわずかな変化でも大きな影響を受けるわけですし、私としてはやっぱりこういう予算の組み方のほうが努力目標もできますし、いいのではないかと、このように思

っているわけです。

それから、自主財源をふやせということはもう全くそのとおりであります。結局、75%、例えば実際に1億円収入があっても交付税算定上は75%、7,500万しか収入がなかったというぐあいにみなして、交付税をたくさんくれるわけですから、結局そういう面でも自主財源の確保努力は、確保しなければいけん努力、それはもうちゃんとインセンティブが働くようになっているわけです。ですから、自主財源をとにかく確保したいというのは、これはもう改めて申し上げるまでもなく、もう長年の夢であります。人口減少社会を迎えていますから、いわゆる住民税などがどんどん下がってくるということになります。所得税も少なくなってくる。ということですから、これを何とか歯どめをかけていくというのが、そして増収なればいいわけですけど、企業の誘致だとかですね、人口施策だというようなことを延々とやっていく必要があるということを思います。

あともう一つは、全く別な税を考えることはできんかいうのもございます。昔は猫を飼っておりますと猫税だとか、犬を飼っておると犬の税だとかいうのをもう苦し紛れで賦課したようなこともあるようですけど、なかなかそういうわけにはいかないわけであります。固定資産税を上げていくというような手法も残っておりますけれども、ほとんどの自治体で標準税率を使ってる現状の中で南部町がその固定資産税を上げていくというようなことは、これは相当なそれなりの理由が必要ではないかと、このように思うわけで、いろいろ申し上げましたけれども、まだほかにもいろいろありますが、自主財源をとにかく確保してできるだけ健全財政を維持していかんといけんということでもあります。

それから、10年間こつこつと基金もためてきておりますから、そういうこういふときのために基金を取り崩して、円滑な財政運営したいというわけですから、私はこういうときにはちゃんと取り崩して使えばいいと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今言われましたように、たしか26年度、今今回の補正を見ましても、26年度当初には基金を崩して予算編成しておられましたが、どうも今回の補正を見ましても基金崩さんでもようになったというような内容になっております。ああ、上手にしておられるなと思ってます。けどちょっとここも、4億、去年は4億円だった。ことしはもう1,300万ふえてるんですけども、けどもその中で1つ光明が見えるのは、27年度予算ちょっと見ましたらば、町税はやっぱり今言われたように減ってますね。けども法人税が、法人住民税が今回ふえてます、収入が。てことは町長、今までNOKとかビブラとか企業誘致されてまたたくさん、

工場ができるとなれば、そういうプラス財源に私はなろうと思いますけども、岡田税務課長、その辺はいかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、岡田厚美君。

○税務課長（岡田 厚美君） 税務課長です。今年度の補正予算で議員、御存じのように、法人住民税のほうがふえております。確かに景気がよくなれば法人住民税のほうふえますし、整備投資がふえれば当然固定資産税がふえる。ただ、税の中で大きな要素を占めているのは、個人住民税、固定資産税ですので、町民の方の人口がふえるとか町民の方の所得がふえないと全体的な自主財源の底上げは法人税だけに頼るっていうわけにはいきませんので、それも重要な財源の1つですが、所得がふえるっていうことと、あと固定資産税につきましては、年々減価をしていきますので次々に住宅が改築なり、新しく新築の家が建たないと固定資産税がどんどん減っていくっていうことですので、やはり今、町が進めております人口をふやすような施策で若い人が住んでいただいて、新しく家を建てていただくということが固定資産税を維持していくための方策であろうと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 全くそのとおりでございまして、我が町にはほかの町にない固定、新築してこっちこられた場合ね、5年間固定資産税相当額を払い戻しっていう制度がございまして、これが案外、西部間地域ではちまたでは人気があるんです。それをもうちょっとアピールが下手なんかな、また不動産屋がその辺下手なんかどうか知らんだけど、これをもうちょっとアピールしていただきたいと思う。5年間、その間は税金払わんといかん、1回立てかえ払いせないけんですけどね、5年間固定資産税相当額が戻ってくると、これは若い世帯では大変魅力的でございまして。

それと、もう1点、最初に言わないけんだったのを忘れておりましたが、町長が今回の27年度予算で当初、所信表明の中で私一番気に入ったのは、孔子の言葉述べられました。「近き者説（よろこ）び遠き者来る」言われました。これがこの南部町の政策の一番もとだと私思っています。これはどういうことかいうと、かごの中の鳥が爽やかに美しくなるとほかの鳥がそのかごに寄ってくるというような感じで、南部町が住みよいい町であれば他町からも来ると、それが根底とした基本的な考えが町長の所信表明にあらわれた、私は予算編成だと思っておる中から質問いたしますので、そのような観点で答えていただきたいと思います。

それと同じように予算ちゅうのは経済というか、我が家庭でも一緒ですが、入るをもって出るを制するというのが大原則でございまして。我が町の歳出ですけども、目的別とか性質別があります

が、この歳出の目的別の構想、割合はこれが適当か妥当かどこを変えたら我が町はちょっといいのか、今までの我が町の入る68億、70億円の入るもので出るを制す、どこを制したら町民が喜ぶようなことを考えておられるのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。質問があんまり適切ではないのではないかと思います。というのは、これは必要であってここへ提案しておりまして、どれかをやめればもっとよくならへんかなというような提案の仕方ではないわけでありまして。全て必要だけれども思う存分できないう内容になっておりまして、そういうぐあいに私は見ていただいたらなと思っております。ですから、どこをもっと強化すれば喜んでもらえるのかという観点ならお答えできる部分もありますけど、よろしく申し上げます。

それと、この大体歳出の目的別だとか、あるいは、性質別だとかいうことですが、これは大体近隣の市町村、県内の町村の歳出の構成比率というものと比較して、そんなに大きくかけ離れたものではないわけでありまして。したがって、その県内、他の市町村との大体バランスのとれたところで南部町も歳出予算を編成しておるといふぐあいに御理解いただいたらと、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この財源問題お聞きしますが、ほんなら、ころっと変えまして、入るをもって出るを制するじゃなしに、出るをもって入るを考えるのか。例えば、歳出では要は民生費とか総務費とかいろいろ必ず要るもの、義務的経費とかあんな歳出性質では、これからは扶助費等がどんどんふえてこようと思ひますし、また人件費もこれによって町長がさっきもこれから人件費も云々ありましたが、公債費等もこれから減るかもしれません。そういう出るをもって、それに合うようにほんなら歳入予算をどがんとしても財源を確保してされるのか、どうしても要るのは義務的経費とかが要りますのでね、そうなくても経費等が。だけん、我が町ではやっぱり最低このような割合でこれは要ると。これに合ったように歳入も万難を排していろんなことを考えて基金を崩しながらでも、また国の補助金等を利用しながらでもやるというような予算の立て方なんでしょうか。財政問題はこれで終わりますが、一言。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、財政を論ずるときに一番、我が町のような国や県への依存しているような財政のもとでは、まず国や県のその制度、仕組み、新しい施策、そういう方向がどちらを向いてるのかというようなことを真っ先に情報収集しまして、そこにそう

いうより効率的な施策を取り入れていかないといけんというように思っているわけです。いわゆる補助金だとか、あるいは起債がちゃんと充当できるような施策ということであります。

例えば今回、国は地方創生という新たな施策で我々にさまざまな政策誘導してきてるわけですが、これをはっきり言って今でも一生懸命やってきてますからね、そんなに新しく次から次、湧いて出るような政策はあるわけではない。しかし、やっぱり地方創生という新しい視点で従来の施策を切り直してみ、洗い直してみ、そして地方創生の国の言っている施策に該当するような部分があれば、これを地方創生のほうに切りかえて、従来はあんまり支援のなかった施策でも地方創生関連施策として新たなその支援をいただくと、補助金をいただくというようなことを一つ一つの事業で考えていくというようなことでもあります。

そういうその国や県の政策の方向を見誤らないように、その方向に従って最善な財源確保を図りながら施策を進めていくということに尽きるといっちゃなんですけども、もう主な仕事がそういうことだというぐあいに思っております。

非常に切れの悪いお話なんですけども、置かれた状況の中では、そういうやり方しかできんのではないかと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ごめん、もう1点聞くの忘れた。合併特例債の件なんです。これがもう5年間延長で要は54億1,400万あったの、最初はあったんですが、26年まで使ったのが29億8,700万。あと27年度以降、予定が21億6,300万使う予定であると、これはごめんなさい、これ、この資料をもって見ますが、まちづくり計画、その中にメニューがたくさんありました。あってます。今、町長が言われましたCATVとか、防火水槽とかずっとありました。27年度以降、大事なもんですが、そこで1つちょっとだけお聞きしたいと思います。

こん中で、一番下にありますクリーンセンター、要は2カ町のその焼却炉だと思います。これについても27年度から5年間かけて、1億、約2億円、いやいや多いわ、最初は27年、28年が2億円ぐらいで、29年と30年に、いや、うそか、1,800万が、だけん、1億7,600万、ぼんとふえてんですね。これはこのまま何か回収されるのか、それとこの割合、これ2カ町ですので、伯耆町との割合があらうと思いますけども、これは伯耆町ときちっとした結果としてこういう予定でやられるというように解釈していいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このクリーンセンターの基幹改良事業でございますけれども、お見込みのとおり伯耆町と相談をいたしまして、基幹改良しまして、米子市のクリー

ンセンターが耐用年数を迎える平成44年まで、この2カ町のクリーンセンターももたせていこうと、こういう予定でございます。これはどなたかが議会で報告されたと思いますけども、そういう方向で話をまとめております。ちょっと誤解をされる人があると困るので、捕捉させてもらっときますけれども、その新宮谷にあるクリーンセンター、今8トン炉が2炉、16トンあります。これを24トン炉にすると、大きくすると炉を大きくする、そして今8時間、1日焼いてますけど、これ16時間焼くというような計画で伯耆町の今、溝口にある焼却炉ですね、これのものも全部そこで処分をすると、焼却処理をするという計画なんです。ただし、伯耆町には南部町で発生する、あるいは伯耆町で発生するおしめ、ゆうらくや西伯病院あるわけですが、そういうおしめの部分は伯耆町で受けていただくと、こういうことで進めようとしております。結局、毎年6,000万とか7,000万とかの改良費をかけてきても33年、延命する見込みが立つわけです。しっかり金かけたものを33年にやめて、米子市のクリーンセンターに持っていくというようなことが果たしてその住民の納得が得られるのかどうなのかというようなことから、自分とこの施設でこれを延命化を図って44年までもたせようと、43年だったと思いますがね。（「3年でしょ」と呼ぶ者あり）43年までもたせていこうということに変えたわけです。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。これはちょっと見たら、みんな誤解しかけておりましたので、今の説明であらかたいいじゃないかと思っております。一つ、心配なのは合併特例債を、ちょっと休憩、いい。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと今の違う、全協で聞いたのと。

○議長（秦 伊知郎君） 暫時休憩いたします。

午後3時36分休憩

.....

午後3時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

答弁を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。当初、炉をちょっと大きくしてというのが私の頭の中に残っておりまして、ちょっと数字を間違えましたので訂正させていただきたいと思っております。

16時間で1炉当たり12トン燃やすということでありまして。2炉で24トンという計算であ

ります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） よくわかりました。ありがとうございます。

それで次の質問にさせていただきます。地方創生なんですけど、これは地方創生については過去あと全4人の議員の方がそれぞれ言われました。最初、三鴨議員は地域の移住定住で空き家対策で地方創生に絡んでもっと呼び込みなさい、板井議員は企業の支援して地域創生をやりなさい、景山議員は総合戦略に向けたこの南部町において必要じゃない、真壁議員は地域創生って本当に大丈夫かって、いろいろ言われましたが、私は地域創生について今年度予算約1割がここ割かれております。てことはそんだけ力を入れてる。また町長がいみじく言われましたこの地域創生、生活者の活力をつくる、私はそうだと思います。地方創生というのは、私は県や国が言うことだと思っております。私たち南部町は、私は地域創生、地域の住民の生活の力よみがえらせる、私はそういうのが地方創生、地域創生じゃないかと確信しておりますが、町長、この見解は私の見解は違うのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。細田議員の見解も評価できるというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） きょうの日本海新聞に岩美町はフォーラムされたそうです。これは地方創生フォーラムじゃなかった、地域創生フォーラムっていうのを銘打っておられました。

私も今後は南部町が取り組むならば、地域創生、これに向かって地域の住民が元気になるような活力の輪をつくると、そのような政策を町はいろんな政策で誘導しておられます。今回の予算でも定住促進対策でほかにはない政策をしておられます。2,360万もつけられて、奨励金とか新婚子育て賃貸住助成とか、支援賃貸住宅建てた助成とか、私はこのような地域に活力のあるものをやられると、このように一生懸命、企画課長、このように予算立てられました。すばらしい、わし、予算だと思いますが、ただ立てて云々じゃなしに、これを活用もっとアピールするような不動産やちにどンドンどンドンいったらもっとおもしろなるような気がしますけども、これについて企画課長、どのように思っておられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。南部町に人を呼び込んで定住していただくことが大切になってくるわけですけれども、一つネックになっておったのは、その住宅

が不足しておると、しかも賃貸住宅も米子市とそれほど価格が変わらないということで南部町に住むメリットってものがなかなか感じていただけないということが問題としてあったのではないかと思います。

このたび、予算を要求させていただいておりますけれども、家賃の助成をしたり、あるいは民間の賃貸住宅等の建設を助成をしたり、あるいは住宅の区画の整理、整備を助成をするということで、いろんな角度から住宅が確保できるような施策を御提案させていただいたつもりでございます。その関係の民間事業者等にしっかりPRを行って、事業の成果がきっとあらわれるようにしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 執行部がそういう立案して政策誘導をどんどんやっていただきたい。けどそれで、あのね、一番、私思ったのは去年、26年度予算で子育てにすごく予算つけられました。保育園の医療費の無料問題、それとガソリン代とかありましたいろいろ、ほったら保育園のあれママ友っちゅうんですね、これがすごくママ友同士でこのネット張っちゃって、南部町いいねいいねっていうことになっちゃったみたい。ほんな来ないやって言うけど、そのような次の施策はこの施策なんです。

このように一番ソフト面ではそのようにして口コミでぼんぼんぼんぼんいっちゃうみたい。この政策をってことは、地域創生、地方創生っていうのは住民が活力を生む、つくる、そのように変えなあかんと思う。私はそうだと思う。ハード面とか今みたいな政策誘導は確かにできました。これを生かすのは、これ、住民私たちだと思います。そのような施策をぜひもう一度やっていただきたい、地域住民に還元、また振興区使ってもいい、ちょっと言葉が過ぎたかな。そのようにして地域創生、地方創生が土着にっていうか地についたまちづくりが南部町はやっているっていうようなのをこれにもうちょっと肉をつけていただきたいと思いますが、課長でもいい、町長でもいい、副町長でもいいですが、その思いをかごの鳥の鳴く姿を想像して言っていただきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。かごの鳥が鳴く姿かどうか分かりませんが、今、細田議員がおっしゃられるとおりであると思えます。プレーヤーはあくまでも住民の皆さんで、住民の皆さんがここに住んでよかったとさせていただくことが波動のように他の地域に今住んでいる人や、一度は外に出た人を呼び戻す大きな力になるだろうなと思っております。

一つ、今回、KPIっていう難しい単語が出て、その指標値っていうものが今回つくるように

なると思います。ただ、その指標値をつくらないっていう町もたくさん出てくることも懸念されます。それはやはりここの議会との関係であろうと思います。

町長がその数字を言うことのその厳しさというんですか、その目標に向かっては向かいますけれども、ただ、この5年間の地方創生、地域創生の中では、とにかく最初に住民の皆さんとも相談しながらできるだけたくさんの種をまいて、物にならないと思ったものは遠慮なく落とす、さらに新たな次の手だてを考える。その草創期の5年だろうというぐあいに思っています。道はまだまだ長い道のりの中の一番最初でございますので、これはお願いですけど、余りその数字に惑わされずに、潤達な意見を住民の皆さんからいただいて、とにかくチャレンジするというのを優先させていただきたいというぐあいに思っています。議員の言われるとおりだというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今まで、地方創生、地域創生、国からいろんなメニュー、パッケージとか、こうやってたり、一つがプレミアム商品券かと思いますが、それと同時に今度はいろんなのがある。これは地域住民と振興区と協力して意見交換をしながら、これはいいね、これやろうやろう、地域住民が燃え上がるような活力ある地域創生、地方創生をこれを土台にしていろんな施策を今後講じていただきたいことを希望いたします。

それとあと、もう時間もございません。地域包括ケアについて御質問させていただきますが、これは介護保険の絡みは総合支援事業は南部広域は28年度から、これはやるようになっておりますので、その準備期間がことしでございます。

そこでこの地域包括ケアシステムのこの1年間のうちに私はすごく充実していただきたい。それはここは、前の今の私の前に言われました真壁議員と若干違うところでございますが、この地域包括ケアというのは私は自助と共助を力入れるんじゃないかと私は思っていますが、公助はこれに後についてくるもんだと私思っています。これについて町長は、私は自助、共助、今まで高齢者が私たちがだんだん高齢化する、これを支えてくれているのは若い者、若者世代なんです。この若者世代が今少子化で本当に少なくなっております。今の高齢者、昔は高齢者を10人の若者で1人を支えておられました。今は騎馬戦から、昔は10人いたのに胴上げっていう感じですね、胴上げして年寄り1人をみんなで支えとったのが、このごろは騎馬戦、3人で1人の高齢者を支えて、今肩車だっちゃんって、この中でこのような中で本当に私たちの子供、孫にこういうことをどんどんどんどんもうちょっとお年寄りを大事にせえとか云々と言われるだろうかと。私はみんなの力でまず自分ができることは自分でしましょうね、地域でできることは地域でしましょうね、

これを確立するのがこの地域包括ケアだと私は思ってる。そこに足らんところを公助を入れてみんなで支え合うシステムをつくるのが地域包括ケアシステムだと私は思っています。そのためには、自助努力、共助力、地域力と住民力を私は力つけなけりゃいけないと思っておりますが、その施策が必要だと思います。というふうに思いますが、町長、この件についてはどのように思われますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。細田議員の御指摘のとおりだというように思っております。いわゆるその賦課方式というんでしょうか。今の者が年金なんかでもこうかけて今の者が使っていくという、そういう賦課方式で年金なんかシステムが動いているわけですから、やっぱりその今では5人で支えていたのが4人なり3人なり、少なんなれば随分心配するわけです。だけど、年金については100年先まで計算して安心できる年金、所得代替率と言っておりますけれども、所得代替率を大体50%程度確保するようにやっておるといふぐあいに私は聞いております。

したがって、例えばね、余りよくない。若い人の支えで何とかするために自助せないけんかだというのではなくて、これはもう生きて人間が社会生活を営んでいく上で当たり前のことであって、まずは自立していく、自分が立っていくということが私は何よりも必要だと、いわゆる集団で生活していけば集団を存続させるためには、結局一番弱いところを支える仕組みがないと集団は存続しないというように思うわけですね。一番弱いところに護送船団方式言えればいいかな、一番弱い、足の遅い人に合わせていかないとこの置いてきぼりになっていくということですから、そこにある程度合わせていかんといけんということだというように思うわけです。

そういうぐあいに物を考えていけば、高齢者であったり、障がいであったり、さまざまな要因でこの遅くなる、弱いといったところを支えていくと。それはまた将来の自分の姿でもありますから、結局、自分を支えるということになるわけですね。自分を支えるということに私はなるというぐあいに思います。

したがって、社会連帯というのはそのような姿で回していかなければいけないし、それから、自助はその若い人のために自助ではなくて、もう当然人間が生きていく上で当然のことでの自立して自助していくということが必要であるというぐあいに思います。

共助はお互いにこう助け合っていく、そのことがまたこのような成熟した社会になれば、我先に何かをするよりも、非常にその人間としての誇りや、あるいは生きがいやそういうものを感じるわけでありまして、いわゆる人生の質というかな、そういうところまで届くわけですから、で

すから、共助ができるような共助をしてその自分の生きがいを高めるような社会というものをつくっていかねばいけんと、そういうきっかけを行政が用意、社会の中に、地域社会の中に用意していけばそれを自然にそこ、そういう仕組みの中に入っていきことによってみずからも人間としての一層高い境地に至ることができるというようなことは、私は必要なことではないか、行政の役割として必要なことではないかなというようなことを思うわけです。

この件に関しては、いろいろ真壁議員なんかも質問されましたのでお答えしたんですけども、行政の経費を安上がりにさせるためにボランティアを使うんだというようなよこしまな考えではうまくいかんと思います。それはそういう考えではなくて、さっき言ったような社会の成熟社会の仕組みとしてそういうものを用意する、そういう観点が必要ではないかと、このように思っております。答えになったかならんかわかりませんが、はい。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 私、この地域包括ケアシステムというのが名前ができて本当に時を得たというのはこれだなと思って、日本には助け合う文化がある、また鳥取県にもこないだ豪雪事態のときでもみんなが助け合った。困った人がおったら何とかしようっていうね、人間心持ってるんです。これを具体的に一つ一つ丁寧にすれば私はいい、一つは政策でこれは補正予算で出ましたまちかど保健室、この地域に保健師さんが2時間でも3時間でもおられることだけでも、また保健師さんは地域を回れることは自由に回ることが好きだっていうのも聞きました、これは今のセンター長から。ていうことはこれを一つのツールとして、もう一つは西町の郷、これは住民同士で支え合ってます。私がこれ鳥取県に一番最初に提案して、県に言ってつくっていただきましたが、これと同じようなものがもうやっぱり、全国でもあるんだなと思いました。見たら、やっぱり一緒でした。これは宮崎県の日之影町っていうのがあって、そこにやっぱり同じようなこと、これは社協がやっておられました。1回の利用が250円だと。あそこ西町のが300円だと思ったんですよ。それで支え合ってる人がヘルパーさん、西町の郷もみんなヘルパー、講義受けてヘルパー資格取っていただきました。そしたら、利用者さんが安心されるんです。

この件に関してある議員さんは、全部ボランティアでこんなことさせていいのかと、無資格でとったら大変なんじゃないかっていう、一理あります。全然無資格、何も経験ない人がただ助け合っているとほんに不安ですけども、この日之影町の社協さんはおもしろいこと言ってる、目指すのは町民総ヘルパー制度、ヘルパー化だと、住民を対象に介護職員初任者研修を1万5,000円を出して、あとみんなで支えてヘルパーを取っていただこうと、それか手挙げ方式ですけど、そなんんしてみんなで地域を守ろうっていう、やむにやまれずそのようになってるようございま

すが、我が町にも今普通、市内でヘルパー初任者研修受けると思ったら10万、最低でも7万かかります。今、我が町の社会福祉法人が1件やっております。自分の地域に社会貢献事業でお金を出すと、広域連合が補助する、自分の負担は今2万円、今受けておられる方がおられます。2万円自体は実際市内と比べたら安いですが、これに対するアピールとか、またこれに対してもうちょっと、みんなやろうやというような雰囲気をしていただきたいと思いますけども、そうなれば今度の総合支援事業がNPOとか地域住民のやるときも、ヘルパーみんな資格を持った人たちがみんなで頑張ろうとなったらもっと底が上がるし、地域力上がると思いますけども、それについて町長、何か考えていただけませんか、力かしていただけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。福祉の人材を数多く養成すると、それから、そのことに対して支援をするというのは、これは人材育成の観点からも当然のことでありまして、たまたま今おっしゃった件については広域連合のほう支援をするようにしております。

結局、そういう資格を持っていく、いわゆるプロ意識というのかな、これはこれで立派なことだしすばらしいことだというように思いますから大いに支援もしますけれども、私はさっき言った包括ケアシステムの中でのボランティア活動といったものとは若干違うと。それは社会がそういう仕組みを用意しておけば、そこへその仕組みに入って発展していけば自然に成熟していくというようなイメージを持っております。

それから、もう一つは、例えば独居老人に声かけ運動なんてありますけども、やたらと声かけてあれすると何か財産でも狙っとうへんだらうとか、そういう本人さんや、それから周りの人が心配なさるというようなことも現実にはあるわけですよ。だけど、そうではなくてそういうシステムがあれば、例えば、あいのわ銀行というシステムがあれば、その協力会に自分は登録して、それから受けるほうもそういうことをよく知っていて利用させてするというような中で社会的な認知も進むだろうというように思うわけです。

ですから、そのようないわゆる成熟したこの社会にふさわしいシステムというものを私は包括ケアシステムという名前で作りたいと思っております。

それから、さっきおっしゃった資格というものは、これは大いに応援して、応援をしまして、そういう福祉関係の資格取得者をたくさんふやすようなことを通じて、ケアシステムのより堅実なものに、かたいものにしていきたいというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。時間がありませんので、まとめてください。

○議員（9番 細田 元教君） 質問終わります。ありがとうございました。

どうかこの27年度予算、南部町民が本当にすごいいい予算立ててもらったと他町に住民が誇ってしゃべって、他町から来るような活動支援をぜひともしていただきたいことをお願い申し上げて、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、9番、細田元教君の質問終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて、町政に対する一般質問を終結いたします。

---

#### 日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

2月12日に開催しました議会運営委員会までに受理した、請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表どおり、審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表どおり付託されました。

---

#### 日程第5 上程議案委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた

します。

以後は各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。

以上、終了いたします。御苦労さんでした。

午後4時17分散会

---